

平成 24 年度

男女共同参画 推進状況 報告書



加賀市

はじめに

加賀市では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現に向け、平成 10 年に「加賀市男女共生プラン」を策定いたしました。その後、平成 16 年に「加賀市男女共同参画プラン」を策定、平成 20 年度に第 2 次改定を行い、平成 25 年度に更なる課題への対応を図るために第 3 次改定(期間:H26～H30)を行いました。

改定されたプランでは、5 つの基本目標のもと 11 の課題を掲げてそれぞれの課題に対する施策の方向を示しているなか、新たな施策として「男性にとっての男女共同参画の促進」などを盛り込んでいます。

この報告書は、「加賀市男女共同参画プラン」を実効性のあるものとするため、具体的施策として掲げた、「事業所に対するワーク・ライフ・バランスの推進」、「地域防災活動の推進」など個々の施策の平成 24 年度における進捗状況をまとめたものです。

ここに、取組の推進状況をご報告します。

平成 26 年 3 月

加賀市 地域振興部 まちづくり課 男女共同参画係

【目次】

推進事業一覧

加賀市全体の男女共同参画事業の状況

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会のための意識づくり	1～9
課題 1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1～3
課題 2	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実	4～9
基本目標Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	10～16
課題 3	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	10～13
課題 4	女性の人材育成と情報の提供	14～16
基本目標Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現	17～58
課題 5	職場における男女共同参画の実現	17～23
課題 6	家庭における男女共同参画の実現	24～26
課題 7	地域における男女共同参画の実現	27～58
基本目標Ⅳ	女性の人権が守られる社会づくり	59～65
課題 8	女性に対するあらゆる暴力の根絶	59～61
課題 9	生涯を通じた女性の健康支援	62～64
課題 10	メディアにおける女性の人権の尊重	65
基本目標Ⅴ	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	66～67
課題 11	国際理解の促進	66～67

推進事業一覧の見方

- ・ 事業欄の (No) ⇒ 加賀市行政評価の事業番号
(推進事業一覧は、加賀市行政評価を基に作成しています)
- ・ 備考欄の【再掲 P】 ⇒ 事業概要について、他の課題等で説明している事業
(概要が掲載されているページを表しています)

平成 24 年度

推進事業一覽

● 平成24年度 加賀市全体の男女共同参画事業の状況

「施策の体系」と加賀市の取り組みの概要

計170 事業(一部、部間で重複あり)

※数字は事業の数

基本目標	課題	総務部	市民部	地域振興部	建設部	山中温泉支所	教育委員会	消防	その他
I 男女共同参画社会の ための意識づくり	1 男女共同参画の視点に立 った社会制度・慣行の見直 し、意識の改革	2		6					
	2 あらゆる分野での男女共同 参画を推進する教育・学習 の充	2	4	6			8	1	
II 方針の立案及び 決定過程への 女性の参画の拡大	3 方針の立案及び決定過程へ の女性の参画の拡大			4					
	4 女性の人材育成と 情報の提供			6					
III 多様な生き方が出来 る社会の実現	5 職場における男女共同参画 の実現		5	10					
	6 家庭における男女共同参画 の実現		5	1					
	7 地域における男女共同参画 の実現	9	65	7	1	1	11	1	
IV 女性の人権が 守られる 社会づくり	8 女性に対するあらゆる 暴力の根絶			4					
	9 生涯を通じた女性の 健康支援	1	4						
	10 メディアにおける女性の 人権の尊重			1					
V 国際社会を視野に 入れた 男女共同参画の推進	11 国際理解の促進			5					
		14	83	50	1	1	19	2	

基本目標	I	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
施策	1	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.31)人権教育の充実		互いが人権を尊重する心を育み、人権侵害や差別のない社会を目指し、講演会の開催、人権相談、リーフレットの配布、啓発看板の設置及び国(法務局)、県、人権擁護委員と連携した啓発活動などを実施。	社会の成熟化、少子高齢化、高度情報化など社会環境の変化に伴ない人権問題も様々な形で現れてきているため、そのような人権問題に対応するためには、継続して、すべての年代の人々に人権啓発活動を行っていくことは有効であると思われる。今後は、人権擁護委員との連携を強化した啓発活動を推進する。	総務課
(No.33)男女共同参画の啓発と推進		市民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しながら男女共同参画社会の実現を目指す。 ・第3次男女共同参画行動計画策定推進事業 平成25年度の第3次男女共同参画行動計画の見直しに向け、市民意識調査(有効回収数351通、有効回答率35.3%)による情報収集、講演会・意見交換会1回、情報誌い・Callの発行年4回、人権講演会1回、男女共同参画週間事業(パネル展示)、平成23年度推進状況報告書の作成(事業196件) ・モデル地区での自主的な活動実施の支援 男の料理教室1回、つどい1回 ・石川県男女共同参画推進員事業啓発1回 ・第3次男女共同参画行動計画策定推進事業として、ワークショップ等を開催した。(女協・各女)	啓発については、大変デリケートな意識の問題であるため行政主導でなく、民間団体に働きかけ草の根的な啓発推進につなげる。また、平成24年度は、震災等緊急雇用を活用、臨時職員を雇用し、第3次男女共同参画行動計画策定推進事業を実施した。その中でモデル地区住民や女性団体が共同で、自主的に事業を企画することで地区住民の理解が深まった。 市民意識調査の結果から若年層の男女共同参画の認知度が低いことが分かり、若年層を対象に普及活動をしていく必要がある。また、防災や減災等のテーマを切り口として男女共同参画の意識が様々なところから広がり、女性の意見が反映されるようになっている事等を先進事例として、多様な分野に働きかける。平成25年度以降は、従来の体制に戻し、市民意識調査やワークショップ等で収集した情報を基に行動計画を見直し、男女共同参画社会の実現を目指し、更なる啓発を行う。	まちづくり課
(No.36)男女共同参画推進体制の強化		条例・行動計画に基づく男女共同参画社会の実現をめざす。 ・加賀市男女共同参画審議会 年2回、専門部会1回を開催、男女共同参画に係る市民意識調査実施・報告、今後の男女共同参画施策の方向性の検討、男女共同参画推進状況報告の審議 ・平成23年、24年度は、片山津を男女共同参画推進モデル地区に指定(2年間継続)し地域における推進体制を強化した。	男女共同参画推進施策として平成19年、20年度に動橋、平成21年、22年度に大聖寺、平成23年、24年度は片山津を推進モデル地区として指定し、啓発推進の核づくりを形成しつつある。これにより市民主導型で行う地区独自の取組みが期待できる。 課題は、モデル地区を依頼する際に、地区によっては、啓発活動があまり活発にできなかったところもあり、今後は地区活動を推進しているまちづくり推進協議会との共催を検討する。市民の意向を確認しながら推進していくことが最も重要であり、その意味で審議会・推進本部会の役割は大きく、今後とも各地区に、地区の意見も反映できるモデル地区を設け、行動計画に基づく体制づくりを進める。	まちづくり課

基本目標	I	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
施策	1	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.37)事業所の事業主や人事担当者への研修会の実施		<p>管理職への女性の登用を促進する。</p> <p>企業の責任者や人事担当者に講演会や講座に参加してもらう。</p> <p>平成24年度は、国、石川県、民間団体等が主催する男女共同参画推進に関する研修会のチラシやい・Callを事業所実態調査で情報提供を希望している97事業所に配布</p>	<p>事業所の事業主や人事担当者へ研修会への参加を促すことで、情報の提供だけではなく、研修依頼を受けることもあったが、近年不景気の煽りを受け事業所への啓発が難しくなっているのが現状ですが、研修会だけではなく広く情報提供を求めている事業所もあるため「職場環境の整備」を念頭に事業を進めていることが課題であり、今後は、「企業における男女共同参画推進マニュアル」が完成する来年度からは、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に認定された加賀市内の企業を活用して更なる事業所への啓発を行なう。</p>	まちづくり課

基本目標	I	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
施策	2	男女共同参画に関する調査と情報の提供

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.31)人権教育の充実	I-1-1 【再掲 P1】			総務課
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課
(No.36)男女共同参画推進体制の強化	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課
(No.38)継続的な事業所実態調査の実施		平成22年度実施した事業所実態調査の調査結果に基づき、働きやすい職場環境を整備する施策の実施に向けた男女共同参画行動計画の見直しのための準備を行った。(平成28度に事業所実態調査を実施し、5年ごとに調査の実施を予定。)また、事業所を対象とした国や県が開催する男女共同参画に関する講演会等の情報提供を行った。	県が募集している「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に、平成24年度、加賀市から3件の事業所が認定された。今後は、「企業における男女共同参画推進マニュアル」を作成し、配布することで企業での男女共同参画推進の取り組みについて理解を求め、実行の必要性について啓発し、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」がさらに増えるように指導していく。	まちづくり課

基本目標	I	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	2	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実
施策	3	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.31)人権教育の充実	I-1-1 【再掲 P1】			総務課
(No.165)野外活動などの自然体験活動の推進(こども課)		保育園生活の中で、お泊り保育、自然観察、ネイチャーゲームなど様々な自然体験活動をおこなう。	保育園では、子どもたちの感性や認識、思考力及び表現力を培い、たくましく生きる力を育むために、保育園生活の中に自然体験活動を多く取り入れている。 平成23年度より、「野外活動などの自然体験活動」は保育園活動のみとなったため、事業番号146の「通常保育・特別保育の充実」に包含し、この事務事業を廃止とする。	こども課
(No.49)いしかわ学校版環境ISOの推進		「いしかわ学校版ISO(環境保全活動に取り組むための指針)」に基づき、学校における省エネルギー・省資源等の環境保全活動の定着を図るとともに、子ども達の環境問題への関心を高める。さらに子ども達とおして家庭や地域へと、その活動の輪を広げる。 小中学校全校におけるいしかわ学校版環境ISOの認定取得に向け、認定スケジュール(H21:2校、H22:3校、H23:5校、H24:8校、H25:9校)に基づき順次、説明会を実施するほか、認定取得初年度に必要な消耗品などについては市が用意する。	これまでも校内における地球温暖化防止の取り組みは各校で実施されてきたが、環境行動計画を定め、目標を掲げ具体的な活動に取り組む学校は少なかった。いしかわ学校版環境ISOの取得により、節電・節水などの省エネやごみの排出抑制、紙の使用量の削減、清掃活動や環境学習等に目的意識を持って取り組むようになり、生徒・教職員の環境保全意識の高揚につながっている。H25年度で市内全小・中学校が認定済みとなった。今後もエコポイント事業と連携させ、学校を起点とした地域における温暖化防止の取り組みの普及を目的に事業を継続していく。	環境課
(No.529)高校生の技能取得支援		高校生の技能取得等を支援することで、若手人材の育成と地元企業への就職による市内定住と地域振興を図る。 生徒が市内の基幹産業であるものづくり産業に就職する上で優位となる技術技能を取得することを推進するため、実技講習の受講の取り組みを支援する。	産業界、実業高等学校、行政による国家技能取得のための連携事業として定着しており、生徒が希望する企業への就職に結びついている。今後も継続して実施し、多様な産業人材の育成を図り、地元企業への就職につなげる。(H25年度より目標値を大聖寺実業高校電子機械科定員80人の25%に設定する。)	商工振興課

基本目標	I	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	2	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実
施策	3	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.171)交通安全教室などの開催		①市内のボランティア団体の協力を得て、大聖寺警察署員と共に、保育園、幼稚園に出向き指導をする。 ②大聖寺警察署員と共に、東部交通公園や学校周辺道路、校庭を使い自転車運転の指導教育をする。 ③大聖寺警察署、交通安全協会、防犯協会、ボランティア団体の協力を得て、交通・防犯等の教室を開催する。	交通弱者である幼稚園児、保育園児、小・中学生の子供達を対象として交通安全教室や、自転車教室を行っているが、増加しつつある高齢者に対する交通安全教室も積極的に取り組む。	防災防犯対策室
(No.32)各種相談窓口・カウンセリングの充実		市民の悩みや不安を払拭し安心して暮らせるよう、無料法律相談(弁護士)、総合相談(民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員)、多重債務相談(司法書士との連携により債務減額や過払い金返還請求等による生活再建)、消費者相談を実施。また、消費者被害の未然防止や賢い消費者になるための出前講座を各地区で実施するとともに学校や保育園等では金銭教育出前講座を実施している。	弁護士、民生委員・児童委員や人権擁護委員などによる各種相談を継続する他、消費生活相談業務では専門の相談員を配置するとともに、平成23年度からは全国の消費生活相談情報収集システムを活用し相談体制を強化することで、市民が安心して暮らせる生活環境の維持・向上を図っている。今後においても、複雑化する相談に適切に対応できるよう研修会等に積極的に参加し職員の資質向上を図る。また、世代に応じたきめ細かな消費者教育啓発を実施する。	地域福祉課
(No.118)福祉ボランティアの人材育成		視覚、聴覚、言語機能、音声機能の障がいその他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者がじりつした日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する福祉人材を確保するため、手話、要約、点訳、音訳の各養成講座を開催する。 また、地域活動支援センター機能強化事業の中で、精神障がい者に対する支援策として、こころの健康ボランティア養成講座を開催し、地域交流活動を促進する。	講座受講を希望する人が受講しやすいようにするため、開催場所を年度ごとに市内各地順送り(例えば、市内日常生活7圏域で順次開催することとし、H26年度は山代圏域で、H27年度は片山津圏域でという具合に順送り開催とすることをいう。)とする、開催時に託児所を設置する等についての配慮をする。 また、手話通訳者等を養成する講座以外に、手話等に関する教養講座的なものを開催して、福祉人材確保のためのきっかけづくりをする。 更に、受講者が全過程を修了し、ボランティア団体へ参画して、自主的活動に繋がるよう、必要な支援をする。	障がい福祉課
(No.119)バリアフリーの推進と広報・啓発活動の充実	Ⅲ-7-22 【再掲 P47】			障がい福祉課

基本目標	I	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	2	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実
施策	3	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課
(No.53)環境教育出前講座の開催		環境保全意識の向上を目的に町内会、学校、学童クラブ等の主催者の要請に応じた地球温暖化防止講座、ごみ分別説明会等、環境教育出前講座を開催している。 H23年度には学童クラブや保育園に夏休みの環境教室プログラムとして講座の案内をし、多くの受講希望があった。しかし講座が土日や夏休み期間三週間ほどに集中し、講師を依頼している「かが市民環境会議」のボランティアの負担となったため、現在は開催日を制限し日程の調整を行っている。	当該講座は学校や保育園の行事としても開催要請があり、環境教育および啓発の一翼を担っている。今後についても、スケジュールが過密にならないよう日程の調整を行うとともに、多様な要望に応えられるよう「かが市民環境会議」と連携し、家庭における省エネや正しいごみのわけ方・出し方など、新たな講座メニューの開発を図りながら事業を継続する。	環境課
(No.54)環境ボランティアの育成		環境啓発・普及促進等の指導できる市民(環境ボランティア)を育成し、環境出前講座(ごみ分別啓発、自然体験、環境紙芝居・朗読等)の講師を務めてもらい、市民全体の環境に対するレベルアップを図る。	地球温暖化防止に関する紙芝居やホテルの観察会など、ボランティアが講師を務める環境教室やイベントは大変好評である。教室の依頼も安定しており環境ボランティアの活躍の場も増えてきているが、プログラムが限られているため、ボランティアのスキルアップや新しいスキルの習得による新たなプログラムの構築にも取り組みながら事業を継続する。 なお、環境ボランティア育成の母体となる「かが市民環境会議」の活動範囲や会員数の拡大にも取り組む。	環境課

基本目標	1	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	2	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実
施策	3	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.61)柴山潟流域の生活排水対策の啓発(環境教育の実施)		柴山潟流域の市および地区で構成する柴山潟流域環境保全対策協議会の事務局として、各種団体が実施する浄化活動と連動し、柴山潟及び流域の水質保全について市民への啓発を進める。 柴山潟及び流域の環境保全に対する意識高揚を図るため、地域住民やボランティア団体と共に柴山潟周辺の清掃美化、水生植物の調査、環境イベント開催などの環境教育を行なう。H24年度については自治総合センターの助成金を活用し、県との共催で「水環境フォーラムinかが2012」を開催したほか、小中学生による水質浄化ポスターコンクールや生活排水対策の啓発用パンフレットの配布をおこなった。	引き続き、流域の各種団体が取り組む浄化活動等と連携を図りながら柴山潟及び流入河川等の水質保全に取り組む。 H25年度については助成金の採択はないが自主財源を有効に活用し、流域住民への生活排水対策の啓発を目的とした柴山潟流域環境保全対策協議会、単独でのフォーラム開催などを予定している。	環境課
(No.223)文化体験プログラムの充実		世界に誇る伝統芸術九谷焼の技術の高さを知ってもらうために、こどもから大人まで気軽に本格的な文化体験プログラムとして、九谷焼窯跡展示館での「こども九谷焼写生大会」、「絵付け体験」、「蹴ロクロ体験」を実施し、九谷焼を親しんでもらうと同時に工芸に携わる人材を育成する。	こどもの写生大会やロクロ体験、絵付け体験の実施は、手作りのすばらしさや、難しさを体験することで、九谷焼への理解を求めることができる。 参加者数はほぼ横ばいの状態ではあるが、魅力のある企画展を開催し、伝統産業である九谷焼の魅力を全国に広く発信する。	文化課
(No.167)野外活動などの自然体験活動の推進		市内小学校の高学年の児童が、自然に触れ合いながら野外活動を体験する宿泊を伴う自然体験活動を実施することで、自然を愛する意識を育成するとともに、集団生活を経験することによる社会性の育成を目指す。 実施にあたっては、担当教諭を対象とした事前研修会及び反省会を実施し、PDCAサイクルによる事業の改善、改革を行う。	平成24年度は、前年度から実施校も増加している。 新たな自然体験メニューを取り入れる学校もあり、事業の充実化が図られた。 これまでは、小松市など市外施設での活動が中心であったが、少しずつではあるが、大土町等、市内施設の利用が増加している。 平成26年度には、新たに、山中温泉市谷町の施設利用を計画するなど、今後は、更に加賀市内施設の利用度を高め、他市ではなく加賀市の自然に触れ合う機会を増やしていくこととする。 そのため、加賀市内の自然体験施設を充実する等、受入態勢の整備を進める。	学校指導課

基本目標	I	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	2	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実
施策	3	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.238)能楽・茶道活動の推進		加賀市内の小学生に対する日本の伝統文化教育を推進するため、能楽や茶道の基本的な内容を習得する学習活動を実施する。 能楽については、市内の能楽研究会指導者が、3校の児童に対して謡いや仕舞の基本を指導する。 また、茶道については、17校がクラブ活動の一環として週1回程度の茶道教室を行い、基本的な技術や心構えを学ぶ。	大聖寺十万石の文化が息づく加賀市は、加賀百万石の金沢にも劣ることのない歴史と文化を有しており、現在も、能楽や茶道が盛んに行われている。 この文化を児童達に伝えることで教養を高め、質の高い教育へとつなげることができる。 学校における伝統文化活動の推進は、将来に向けての「住んでよし・訪れてよし」のまちづくりの基礎を学校教育の場から促進する手法としても効果的であり、今後も継続していくこととする。	学校指導課
(No.271)まちづくり推進大会の推進		広く市民が生涯学習の関心を高め、生涯学習活動の推進を図るため、各種講演会や講座・各地区の芸能発表や作品展示等、20地区の公民館を一堂に集めたフェスティバルを開催する。	H24年度は、まちづくり交流大会の内容を見直すために実施を見送り、H25年度に内容を検討する。生涯学習の推進や公民館活動を多くの市民の方に知ってもらうための場として事業を継続することが必要である。	生涯学習課
(No.278)自動車文庫・地区巡回サービスの充実		自動車文庫は、約3,000冊の図書を積載し、主に園児や児童を対象に保育園と小中規模の小学校を巡回するものである。 巡回サービスは、来館出来ない人達のために、近くの地区会館で予約をした本を受け取ったり、返却が出来るサービスである。	自動車文庫は、来館出来ない園児や児童が様々な本を自分で選び借りることが出来る。このことは、園児や児童の利用者を確保出来ると共に、読書活動を推進する面で重要である。 巡回サービスは、図書館への交通手段をもたない高齢者などの交通弱者の利便性を図ることができ、生涯学習をサポートしている。	生涯学習課
(No.281)かもまる講座の充実		市の業務内容について、生涯学習講座として各種メニューを設け、申し込み団体に対し、それぞれの担当課の市職員が出前で講座を開催する。(対象:原則10人以上のグループ・団体)	かもまる講座自体の市民への認知度がある程度進み、利用件数も23年度に引き続き200件を超えている。新事業に関する講座の利用もあり、新しい市の施策について市民が理解を深めるよいツールのひとつになっている。 今後、更なる利用を促進するため、市民ニーズに応じた講座メニューの見直しや広報方法の改善に努める。	生涯学習課

基本目標	1	男女共同参画社会のための意識づくり
課題	2	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実
施策	3	あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.282)市民夏期大学講座の開催		市民が教養・文化知識を高め、豊かなライフスタイルを見出す機会を提供することを目的に、一般市民を対象に全国的にも著名な講師を招いて講演会を開催する。平成22年度までは3夜の開催だったが、平成23年度からは2夜の開催となった。例年、会場は市民会館のみだったが、平成24年度は市民会館で1夜、文化会館で1夜と会場を分けて開催し、聴講者の拡大に努めた。	会場を2箇所に分けて開催したが、文化会館の回で聴講者数が目標を大きく下回った。聴講者アンケートを見ても会場を分けることの可否について、「分ける方がよい」の31%に対し「分けない方がよい」は55%であった。このため、今後は従来どおり市民会館のみで開催していく。講演内容については、市民の関心が高いテーマが設定でき、聴講者アンケートの結果も良好だったため、今後も時宜に合った人選とテーマ設定に努める。	生涯学習課
(No.307)心の教育推進会議		市内の青少年の健全育成、心の教育推進に向けた活動を促すため、青少年健全育成に携わる団体の代表者を集めた会議を開き、青少年の生活環境や現状を把握し、意見交換を行なう。会議で話し合われたことを各団体や地域に持ち帰り育成活動に役立てる。また、グッドマナーキャンペーンを開催し、広く青少年に対しあいさつ運動を行う。	会議により各青少年健全育成団体が情報共有と意見交換を行うことができた。グッドマナーキャンペーンの参加者も目標の4,500人を達成することができ、より多くの大人が青少年健全育成に関わるようになった。今後は、より会議で話し合った結果を教育委員会の事業に反映させられるようにするため、心の教育推進会議と青少年問題協議会を見直し、新組織への移行を図る。	生涯学習課
(No.439)応急手当講習会の開催		市民は救急医療の現状について深い関心を寄せていることを踏まえ、救命に直接係わる心肺蘇生法やAEDの取扱い等、応急手当について広く普及することを目的とする。近年、市内各種団体、事業所、さらに教育関係者等からの受講依頼が増加している。講習会は消防職員が主として対応しているが、人員不足の場合は応急手当普及員を要請し対応している。	平成16年7月に一般市民のAED使用が認められて以降、当市においても数名の方が市民の応急手当(AEDを用いた心肺蘇生法の実施)により救命され、社会復帰されていることから今後も本事業を継続していく。また、平成23年8月に総務省消防庁からの「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の一部改正の通知に伴い、当市においても短時間講習及び小児・乳児に対する講習を追加し、より市民の要望に応える内容として対応している。	消防署

基本目標	Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題	3	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
施策	4	女性の参画意識の高揚及び女性の意見を反映させる機会の拡大

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課
(No.34)女性団体の育成支援		女性団体の活性化の支援をすることにより政策・方針の決定の場への参画を目指す。 女性団体の人材育成並びに市政理解に向けた事業を支援する。 (市長と語る会、市政会議等) ・市女性協議会が市政会議開催への協力、また、各種団体女性連絡協議会では、男女共同参画推進事業補助を、市から受け、女性の資質向上の講座を開催している。 なお、24年度は、第3次男女共同参画行動計画策定推進事業(緊急雇用創出事業)を活用したことで事業費が減少している。	女性団体の加入者が減少傾向にある中で、市政会議や女性資質向上講座は、各団体から自主的に開催希望があったもので、今回は3回目である。女性団体が市政に参画する重要な機会の一つとなっている。今後は、市政会議と市長と語る会を一本化し、より充実したものになるよう支援していく。 女性団体の育成支援を進めてきたことで、市政会議等で自分の考えを発言できる女性が増えてきている。平成25年度以降は、従来の事業補助、活動補助を活用して、事業や活動をしていただくとともに、今後も女性団体の育成支援をしながら、市政や地域自治等政策・方針の決定の場へ参画を促していく。	まちづくり課
(No.39)女性地域リーダー研修会の開催		地域・団体・企業の女性が、毎年実施される全国レベルの女性会議や講演会に参画することで、各自の場所で活躍する女性リーダーとなれる様に支援した。 男女共同参画全国都市会議inかなざわ 15名参加(2日間)	全国レベルでの会議、研修会、講演会への参画は、男女共同参画の幅広い知識や、多くの共感を得ることができ、女性自身の意識改革に大きな影響をもたらす。更に、地域で男女共同参画のヒントとして持ち帰り活用する事ができる為、これからも継続する。 課題は毎年参加するメンバーの新規者や若い人の参加が少ないことであり、募集の方法や、若い人が参加しやすい環境を作る。	まちづくり課

基本目標	Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題	3	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
施策	5	役職員等への女性の参画促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
<該当なし>				

基本目標	Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題	3	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
施策	6	審議会等委員への女性の参画促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.35)市審議会などへの女性の登用		<p>女性の参画意識を高め、男性とともに参画できる社会システムの構築を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、市の審議会等における女性委員の登用状況の調査をして、女性の目標登用率40%を目指している。各審議会等の委員の改選時期には、各担当課の相談にのり、該当する女性団体を推薦し、女性委員を増やすように働きかけている。 ・毎年、各女連と連名で地域における女性役員登用状況の調査を実施している。 	<p>審議会等における女性登用率は、合併時に上がったものの、その後は徐々に下がってきている。平成24年度は、これまで女性の参加がなかった加賀市防災会議の委員に女性枠が確保された。また女性団体の育成などを通じて、活躍できる人材は育ってきている。</p> <p>市の施策の推進に関して意見の言える場に女性が進出することで、地域・団体・企業の活性化を図ることができる。このため今後とも市の各審議会等の担当課に選考基準の見直しや公募における女性の積極的な選考などによって、女性の割合を高めるよう全庁的に働きかける。このほか女性の区長への登用についても、まだまだその割合が少ない。今後は、区長会連合会等で女性をサポートできる体制を整えるよう依頼を行なっていく。</p>	まちづくり課

基本目標	Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題	3	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
施策	7	政策・方針決定過程の透明性の確保

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
〈該当なし〉				

基本目標	Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題	4	女性の人材育成と情報の提供
施策	8	女性の人材育成と情報の提供

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.34)女性団体の育成支援	Ⅱ-3-4 【再掲 P10】			まちづくり課
(No.35)市審議会などへの女性の登用	Ⅱ-3-6 【再掲 P12】			まちづくり課
(No.39)女性地域リーダー研修会の開催	Ⅱ-3-4 【再掲 P10】			まちづくり課

基本目標	Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題	4	女性の人材育成と情報の提供
施策	9	女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.34)女性団体の育成支援	Ⅱ-3-4 【再掲 P10】			まちづくり課
(No.39)女性地域リーダー研修会の開催	Ⅱ-3-4 【再掲 P10】			まちづくり課

基本目標	Ⅱ	方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題	4	女性の人材育成と情報の提供
施策	10	女性起業家等に対する支援

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.526)起業・転業者への助成		市内における創業・事業転換を促進し、多様な地域産業の育成と雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に資する。 石川県の創業支援に係る融資制度もしくは日本政策金融公庫の創業関連融資を利用する者に対し、支払済利子の一部を助成する。	創業予定者の金利負担を軽減することで開業を促進し、地域商工業の振興が図られることから、今後も継続して事業を実施していく。併せて、金融機関等と連携して創業相談会などを開催することにより、市民の創業知識の取得や起業意欲を高め、市内事業所の増加につなげる。平成24年度は、利子補給の対象となる制度融資を広げたことを踏まえ、目標値を平成23年度の2倍に上げたが、資金需要の低下などから融資実績に乏しく達成率は著しく低かった。そのため、平成25年度以降の目標値について、創業動向や実績などを鑑み、設定を見直すこととする。	商工振興課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	5	職場における男女共同参画の実現
施策	11	事業所に対するワーク・ライフ・バランスの推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.37)事業所の事業主や人事担当者への研修会の実施	I-1-1 【再掲 P2】			まちづくり課
(No.38)継続的な事業所実態調査の実施	I-1-2 【再掲 P3】			まちづくり課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	5	職場における男女共同参画の実現
施策	12	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.200-2)介護保険料徴収対策		社会保険制度としての介護保険事業の維持及び公平性の確立として、収納率向上を目指す。 特別徴収切り替わり前の納め忘れの対応など、現年度滞納者に対応し、新たな滞納を作らない事や欠損対象になる過年度分を徴収し、欠損を出さないことを目的としている。	護保険制度の維持と介護保険料の公平な負担を実現するために、介護保険料の収納率の向上が必要である。介護認定時に滞納があれば、給付に制限がかかる場合があることの周知や、税料金課と連携し、現年や欠損対象となる過年の滞納分について入力をし、催告や滞納処分、不明者調査等を行い収入を確保する。	長寿課
(No.549)収納対策の強化(市税)		納税意識を高揚させ、納期内納付の確保を目指す。 1面接等により、滞納者の状況を把握する。 2質問及び検査の権限(国税徴収法141条)並びに搜索の権限(国税徴収法142条)を行使し、財産の調査を行う。 3滞納者の状況により、次のとおり対応する。 (1)期間的な猶予があれば完納が期待できる場合は、納税の猶予を行う。 (2)納付する資力があるにもかかわらず、納税意識が欠如している場合は、滞納処分を行う。 (3)財産がない、生活困窮等の事由がある場合は、滞納処分の停止(執行停止)を行う。	滞納者との相談・折衝回数を増やし迅速で的確な対応を行い、また、財産調査を実施し、滞納者の状況に応じた納税の猶予、滞納処分等を適切に講じることで収納率の改善が見られたことから、今後もより効果・効率的な対応を図りながら継続して取り組む。	税料金課
(No.550)収納対策の強化(国保税)		納税意識の高揚及び制度の周知を図ることで、収納率の向上を目指す。 ①滞納者の属性をデータ管理するとともに納付状況をチェックし、電話・文書、臨戸等を効果的に組み合わせ自主納付を推進する。 ②税料金課との情報共有、督促状態データなどから新規滞納者をピックアップし、滞納早期の段階での未納解消を図る。 ③税料金課との連携により滞納者の財産調査や滞納処分等を行うと共に、給付の一時差止め(資格証明書)や滞納税への充当を行う。 ④居所不明者の調査や、社保を取得していないながら国保喪失届を提出していない者に案内することで、適正な資格・賦課を行う。	初期段階での未納者を把握することにより、滞納者となることを未然防止するため電話や文書、臨戸訪問し、また、口座振替を勧めることにより現年徴収率の向上に努める。 税料金課との連携により、滞納処分をし、また短期保険証や資格証明書を利用して納税相談機会を確保することにより、滞納額の減少を促進する。	保険年金課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	5	職場における男女共同参画の実現
施策	12	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.551)収納対策の強化(料金・使用料など)		納付意識の高揚及び制度の周知を図ることで、収納率の向上を目指す。 ① 滞納者の属性をデータ管理するとともに納付状況をチェックし、電話・文書、臨戸等を効果的に組み合わせ自主納付を推進する。 ② 賦課担当との情報共有、督促状一覧などから新規滞納者をピックアップし、滞納早期の段階での未納解消を図る。 ③ 税料金課との連携により滞納者の財産調査や滞納処分等を行う。 ④ 納め忘れを防ぐため、口座振替を促進する。	初期段階での未納者を把握することにより、滞納者となることを未然防止するため、電話や文書、臨戸訪問し制度説明をすると共に、年金特徴以外の人へ口座振替納付を勧めることで現年収納率の向上を図る。 新たに後期高齢者医療に加入する人を中心に、分かり易い説明や、広報等で制度の周知を行うことで、制度を理解していただき、収納率向上に繋げていく。 税料金課との連携により、滞納処分を行い、また短期保険証を利用して納税相談機会を確保することで、滞納額を減少をする。	保険年金課
(No.38)継続的な事業所実態調査の実施	I-1-2 【再掲 P3】			まちづくり課
(No.528)就労情報の提供や職業能力の開発支援		石川県人材育成推進機構が設置する「ジョブカフェ」の運営費を県内11市町で負担している。 フリーターなどに対し、社会人としての技能や能力を高めることで就職に結びつけるため、若者の就労相談の基点となっているジョブカフェ石川の利用促進を図り、ジョブカフェ石川等で実施される就労セミナーなどの情報提供を行う。	市内の有効求人倍率は持ち直しつつあり、就職まで結びつく若年求職者数も年々増加している。それに伴い平成24年度には、達成率が100%を超えたため、平成25年度以降の目標値を上方修正した。これは、平成23年度から24年度への伸び率を鑑み、設定したものである。 なお、平成24年度の決算額が前年度に比べ減少したのは、平成23年度をもって若年者スキルアップ支援金制度を廃止したためである。 今後も、非正規雇用の状況にある若者に対し、ジョブカフェ石川等で開催される就労支援講座などに関する情報の周知を徹底し、利用を促すことにより、雇用の安定に努める。また、近隣他市と連携し、合同就職説明会・面接会の開催なども検討する。	商工振興課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	5	職場における男女共同参画の実現
施策	13	女性の能力開発のための支援

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.34)女性団体の育成支援	Ⅱ-3-4 【再掲 P10】			まちづくり課
(No.160)母子家庭自立支援給付金の給付		<p>助成対象者は児童扶養手当支給水準の母子家庭の母で、資格取得に結びつき、適職に就かせるために必要であると認められる者で、雇用保険の教育訓練給付の支給資格のないもの。</p> <p>ひとり親家庭の母が自主的に行う職業能力開発を促進するため、就業相談を通じて、講座を受講し、職業能力開発を行うものに対して教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給する。</p>	ひとり親家庭の母の職業能力開発支援は、自立を促進するための施策として有効であることから、今後も引き続き支援を行っていく。平成25年度からは、ひとり親家庭の父についても対象となる。	しごと課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	5	職場における男女共同参画の実現
施策	14	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策、メンタルヘルスの推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	5	職場における男女共同参画の実現
施策	15	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
〈該当なし〉				

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	5	職場における男女共同参画の実現
施策	16	女性の経済的地位と能力の向上

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.458)地産地消の拡大	Ⅲ-7-26 【再掲 P56】			農林水産課
(No.470)技術・経営の指導		担い手農家及び集落営農組織が行う農作業の効率化、農業経営の安定化及び近代化を図る。 認定農業者及び集落営農組織の規模拡大及び農業経営安定のため、借入金についての利子補給を行う。	農家が規模拡大を図るためには、機械化による作業の効率化が重要な要素の1つである。しかしながら、米価の低迷等により、機械化に係る経費の負担は増加している。借入金の利子補給を行うことにより、農家の経費負担が軽減され、経営の規模拡大が見込まれるため、継続して事業を実施していく。(目標の認定農家数は、水田農業ビジョンにおける認定農業者の目標人数)	農林水産課
(No.471)農業経営の法人化の促進		農業経営の拡大及び経営安定化のための法人化には、農地の集積及び農業機械施設の整備等のための農業制度資金の活用が重要な手段の一つである。この制度資金の金利負担の支援を行うことにより、農業経営の法人化の推進を図る。	法人農業経営体による持続性のある農業経営の推進は、農業の担い手の高齢化、後継者不足の問題解決のための重要なポイントとなる。農業規模拡大等のための、資金の借入に対する利子補給は、法人農業経営体の安定的な経営につながるため、今後も継続して事業を実施していく。(目標は、市内全農家数(1,187戸)に対する県内の平均法人化率(1.34%)を考慮して設定)	農林水産課
(No.487)地域農業マスタープランの策定と推進		農業者を含む幅広い関係者の合意を形成し、生産対策、経営対策を総合的かつ計画的な地域農業マスタープランを策定する。H24は、人・農地プランの作成に重点をおいたが、農業活性化協議会及び担い手育成協議会、耕作放棄地対策協議会等が一体となり、加賀市農業の地域農業マスタープランをH25年度中に策定する。	H22からは、農業者戸別所得補償制度の導入、またH24からは、市内各集落単位での人・農地プランの策定等、目まぐるしく農業施策が変化している。この中でより実効性が持てるような市の農業ビジョンの策定が必要である。H24から作成作業を行っている人・農地プランは、H25年度までに全集落のプランを作成予定であり、それを集約し、H25年度中に策定する。(目標は、県農業生産額(5,904千万円)の県内農地面積(33,512ha)に対する加賀市の農地面積(3,173ha)の割合から算出)	農林水産課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	6	家庭における男女共同参画の実現
施策	17	ワーク・ライフ・バランスの推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	6	家庭における男女共同参画の実現
施策	18	家庭生活における男女共同参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.141)子育て教室・育児相談などの実施	Ⅲ-7-21 【再掲 P32】			健康課
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			しごと課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	6	家庭における男女共同参画の実現
施策	19	仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.146)通常保育・特別保育の充実	Ⅲ-7-21 【再掲 P34】			いづみ課
(No.155)学童クラブの支援	Ⅲ-7-21 【再掲 P35】			いづみ課
(No.160)母子家庭自立支援給付金の給付	Ⅲ-5-13 【再掲 P20】			いづみ課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	20	地域における男女共同参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.1)まちづくり活動に対する補助		地域のまちづくり活動を活発化し、住民参画、住民自治を促す。 各地区まちづくり推進協議会の活動に必要な事務局費(事務局職員の賃金や電話の基本料など)や基本的な活動費等を助成する。	地区住民の企画運営によるまちづくり活動を支援することで、顔の見える地域自治の基盤ができたと考えるが、活動のより一層の活性化を図るため、平成25年度から、まちづくり運動推進助成費による事業に、新たに各地区が地域の特性に合った課題に取り組む事業を提案し実施する「地域課題に対応する事業」を創設することとした。	まちづくり課
(No.2)まちづくり活動の支援		地区広報紙の充実と、まちづくり活動への住民参画を広める為に、まちづくり推進協議会が地域自治を含むまちづくり活動情報を住民に提供し、住民参画を促すための地区広報紙の発行費用を助成する。	広報紙の発行は地区住民に活動内容を周知し、参加を促すことができる有効な手段であり、継続は必要である。 なお、広報紙の作成方法のマンネリ化等の検証を行い、地区活動へのより一層の参加者の増加を目指し、内容の充実を図るよう指導する。	まちづくり課
(No.56)市民環境美化活動の推進		毎年6月第3日曜日をクリーンビーチ(海岸・柴山潟清掃)の日と定め、各町内会への案内や市広報及びホームページ等を通じて、市民や企業・団体に参加を働きかけ、市民ボランティアによる漂着ごみ等の回収作業を行っている。また、加賀温泉駅前広場でも、市民・団体が参加する清掃活動を行うことで、観光都市である本市におけるポイ捨て等のない美しいまちづくりの実現を図る。	クリーンビーチや温泉駅前広場の清掃活動により国定公園や温泉駅前広場がきれいになることを身近な日常の活動として捉えられるようになり、ポイ捨てごみ等の減少が期待されるほか、駅を利用する市民や旅行客の加賀市に対するイメージが良くなる。一人でも多くの市民に参加を呼びかけ、活動を継続する。 また、ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例で定める、ポイ捨ての禁止、飼い犬等のふんの放置の禁止、路上喫煙等の制限について周知を図るとともに、ポイ捨て等の防止のために必要な施策を重点的に実施する重点区域を指定し、ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進を図る。	環境課
(No.62)廃食用油回収事業		河川・湖沼の水質保全及び有機資源のリサイクルを目的に家庭からの廃食用油を回収する。女性協議会の活動として、年3回(7・11・3月)家庭から排出される廃食用油を回収するほか、平成22年度より、モデル地区を定め、地区(町)での資源ごみ回収に併せた廃食用油の回収を行っている。 回収した廃食用油は、市内事業者によりバイオディーゼル燃料(BDF)化され、市内の農家や美化センターでの作業車両などで利用されている。	女性協議会の活動停滞に伴い廃食用油の回収量が激減したため、H22年度よりモデル地区を定めて資源ごみとしての回収を行なっている。H24年度からはより分別排出しやすい方法に変更したこと、モデル地区での回収が定着化してきたことにより回収量は増加に転じた。(H22:7,840ℓ⇒H24:8,355ℓ) H25年度より回収量の更なる増加を図るため、市の事業として、女性協議会の未回収地域を含めた市内全域での回収を実施するほか、大型スーパーに常設の回収BOXの設置をおこなった。 また、近年中に市全域での資源ごみとしての回収に切替え、より一層の廃食用油の資源化を推進する。	環境課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	20	地域における男女共同参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.116)地域見守りネットワークの充実(こども課)		子育てや家庭生活に関する相談や情報提供等を行うことを目的に、地区の民生・児童委員や主任児童委員が、児童を養育する家庭を訪問する。 訪問は、就学前児童と小学生の世帯を隔年で訪問しており、平成24年度は小学生の世帯を訪問した。	民生・児童委員等による訪問は定着しており、子育て家庭とのつながりが出来てきている。個別に見守りが必要な家庭への支援のためのネットワークの構築など、事業内容を充実していく。	こども課
(No.130)保健推進員などの人材育成		「自分の健康は自分で守る」という意識づくりの向上を目指し、市民に広く、生活習慣病予防の理解を深めてもらう活動を行う。 保健推進員は、健診の受診勧奨や地域における健康づくり活動(20地区、314回、延べ10,190人)、食生活改善推進員に対しては食生活の改善について委託している。保健推進員や食生活改善推進員には、必要な研修を実施し、推進員から身近な住民に必要な健康情報を届ける。	保健推進員活動について、20地区それぞれが地域に応じた健康づくり活動や、地区の行事に併せて、健診の受診勧奨や戸別訪問を実施するなど、地域における健康づくりを推進できている。 食生活改善推進員についても、健康課の実施する養成講座を修了し、食生活改善推進員として活動をしている人も増加している。保健推進員の定員は地区別の世帯数に基づき484名と定められているが、425名と定員に達していない。 これからも、地域に応じた健康づくり活動を引き続き実施し、地域の健康づくりの推進を図るとともに、地区活動に支障がないか状況を見て検討する。	健康課
(No.272)全国健勝マラソン加賀温泉郷大会の開催		全国各地から参加者を募集し、加賀市のスポーツ振興を図るとともに、観光振興にも貢献するため大会名を「加賀温泉郷大会」と改名した。 個人の体力に応じた種目が選択できるようにフルマラソン、ハーフマラソン、10km、5km、3km、2km、車いすハーフマラソン、2kmジョギングなどの多種目を33部門に分けて実施する。また、体育協会をはじめ、スポーツ推進委員会、スポーツ団体等25団体、約600名のボランティアスタッフで競技運営を実施する。	全国健勝マラソン加賀温泉郷大会は、前身の大会から37回目を数え、加賀市のスポーツ大会として歴史ある最大の行事である。今後、観光交流人口の更なる増加のため大会名も『加賀温泉郷マラソン大会』に改名し、それにふさわしい加賀三温泉を巡るコースに変更を行い、さらなる参加選手の増加を目指す。	スポーツ課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	20	地域における男女共同参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.273)市民スポーツ祭の開催		老若男女の市民が誰でも気軽に参加できる様々なニュースポーツやレクリエーションの種目等を企画し、スポーツに親しみ運動の素晴らしさが実感できる事業を目指す。 加賀市体育協会の事業で、各単位協会理事による実行委員会を設け、企画・運営を行っている。当日は市民体育大会の総合開会式終了後、体育協会及びその単位協会、スポーツ推進委員及びスポーツ課員が係員を務め、ニュースポーツ大会、各種体験コーナー、スポーツチャレンジコーナー等を開催している。	平成20年度からは、市体育協会独自事業として、ニュースポーツの紹介、各種スポーツ体験、各スポーツ大会、飲食コーナーなどを設け、スポーツ推進委員と共に、スポーツ交流や親睦を図ったことは意義深い。 今後は、より一層経費を削減し、幼児から高齢者まで市民が気軽に参加できる、楽しいスポーツイベントとして継続開催できるよう創意工夫する。	スポーツ課
(No.274)ニュースポーツ大会の開催		市民の誰もが気軽に参加できるニュースポーツを普及することで、市民の健康増進、体力向上を目指す。 冬期間の運動不足解消やニュースポーツの普及促進を目的とし、誰もがその場ですぐに楽しめる8種目以上の競技を行うことで、市民が運動の大切さを考える一日とする。運営はスポーツ推進委員とスポーツ課が行い、参加者はチーム単位で得点を競い上位入賞者には賞品を進呈している。	このイベントは、運動不足になりがちな冬季間における運動推奨やシーズンを問わず手軽に楽しめる各種ニュースポーツの紹介・普及を目的として実施している。このイベントをより盛大にするためにも、常日頃からの市民のニーズに的確に指導・助言をすることや、国内外のメディアを通じて配信される様々なスポーツを職員自らが研修し、研鑽する。	スポーツ課
(No.283)市民山登りの開催		登山を通し市民の郷土愛の醸成と体力向上を推進する。スポーツ推進委員の主催事業の一つであり、運営はスポーツ課も交えて行う。また、当日は山岳協会と消防職員の協力を得て、参加者の安全確保と登山や自然の知識の提供をし、市民の誰もが気軽に参加できる体制を整えている。	スポーツ推進委員会が中心となった事業として、市民の自然に親しむ機会づくりや体力健康増進を目的とし、参加者の安全を第一考え、山岳協会の助言などを得て登山ルート設定を行う。 回数を増やすことも検討している(春・秋)	スポーツ課
(No.421)自主防災組織の育成	Ⅲ-7-27 【再掲 P57】			防災防犯対策室

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	20	地域における男女共同参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.423)防災訓練の充実	Ⅲ-7-27 【再掲 P57】			防災 防犯 対策室
(No.424)地域ぐるみの防犯体制の強化と活動促進		①防犯パトロールの強化:毎月1日・15日を防犯強化デーとして、子どもの下校時及び犯罪の発生率の高い夜間を中心に各地区推進隊の青色回転灯防犯パトロールや、各校下、各地区の子ども見守り隊等、ボランティア団体と協働し防犯パトロールを強化する。 ②防犯設備の整備:犯罪の未然防止を目的とした防犯灯の設置又は補助を行う。	地域の防犯意識の高揚を図ることはもとより、犯罪が未然に防止できるような環境づくりに努める必要がある。今後も地域の自主防犯団体(見守り隊等)育成や支援策を講じるとともに、啓発活動に努める。また、各地区から推された防犯交通推進隊員の講習会や研修会を定期的に行い、パトロール等防犯活動を促し、各地区からの犯罪の未然防止を図る。	防災 防犯 対策室
(No.447)地域ぐるみの交通安全体制の確立		①交通安全の啓発の充実:交通安全の啓発活動として、交通弱者と言われる子ども、お年寄り等に交通安全の励行を呼びかけ交通事故防止の推進に努める。 ②関係機関・団体との連携:加賀市防犯交通推進隊の組織強化と交通安全協会等の交通安全に関する機関・団体と連携を取り、交通事故の減少、撲滅に努める。	交通安全は市民一人ひとりが交通安全の意識を持ち、交通ルールやマナーを守る事が大切で、特に高齢者や子どもへの交通安全の啓発活動、交通安全教室を更に効果のあるものになるよう、実施内容などについて工夫していく。	防災 防犯 対策室
(No.436)火災予防活動の推進		市民に対し火災予防を啓発し、火災のない安全な町づくりを目指す。市内小中学校の児童・生徒から防火図画ポスターの作品を募集し、優秀作品を秋の予防週間中に、市内の大規模ショッピングセンターに展示する。また、優秀作品4点を選出し、防火図画ポスター500部を作製し、各種学校をはじめ公共施設や事業所など市内主要箇所に掲示する。	小学校の頃から火災予防意識を根付かせるためと、その児童の親等に火災予防意識を再認識して頂くのに、有効である。毎年、応募を募るために苦慮しているが、今後も、学校等に出向き、直接応募担当者に意図を説明し、更なる応募を募る。	予 防 課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	20	地域における男女共同参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.491)食文化継承活動の推進	Ⅲ-7-26 【再掲 P56】			農林水産課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	21	子育て支援策の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.140)乳幼児健康診査の実施		<p>妊娠・出産、乳幼児の発育、精神・運動発達の異常及び育児不安等を早期に発見し、子どもの健やかな発育発達を保障する。</p> <p>妊婦、産婦、乳児(1ヶ月、9～11ヶ月)については、医療機関に委託し実施。4ヶ月半、1歳6ヶ月、3歳2ヶ月児健診は市が集団健診で実施し、不参者は個別訪問し全数把握に努める。</p> <p>個人ごとに母子手帳交付時から「加賀市母子保健カード」を作成し、継続して管理している。</p>	<p>乳幼児期の身体発育・発達、精神発達の異常の早期発見・早期支援を行うとともに、子どもが健やかに育つために必要不可欠な母子の愛着形成への支援として、育児支援にも重点を置き、親が主体的に学習する場を提供している。</p> <p>健診時間の短縮や内容の充実に努め、健診後の要支援者に対しては、必要な医療・療育につなげたり、関係機関との連携、家庭訪問、各種教室・相談などで継続支援している。</p> <p>また、要保護の観点からも健診未受診者に対し、引き続き家庭訪問を実施するとともに、必要に応じ関係機関と連携を取りながら、全数把握に努める。</p>	健康課
(No.141)子育て教室・育児相談などの実施		<p>養育者が妊娠・出産、育児に必要な情報や発育・発達を学び、相談できる場を提供することで、家族が安心して子育てをしていくことができる。</p> <p>妊娠期から乳幼児の母子及び家族を対象に相談・教室(妊婦相談・妊娠期パパママ教室・7か月児離乳食教室・10ヶ月児子育て教室・2歳児かみかみ教室)を開催する。乳幼児健診後には、育児や発達の相談の場として親と子の遊びの教室及び乳幼児相談を実施し、健診後の支援の充実に努めている。</p>	<p>核家族化で子育て経験も少なく、就労している保護者が増えてきている中、親としての成長を支え、妊娠期、乳児期、幼児期と各ステージに応じた子育てを支援する場が必要である。</p> <p>乳幼児健診後の児の発育発達のフォローとしては乳幼児相談があり、就学までの相談機会として充実している。こども課や保育園との連携も進んできているが、同じ方向性を持って対象児・保護者を支援していけるよう、より一層の連携は今後も必要である。</p>	健康課
(No.142)訪問指導の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づき、産婦・新生児訪問を実施し、母子の心身の健康保持増進を図っている。平成21年度からは児童福祉法に位置づけられた乳児家庭全戸訪問事業(生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象)と同時実施し、子育ての孤立化を防ぎ、育児不安の軽減を目的としている。 ・窓口課で出生届時に、「産婦・新生児訪問」のチラシを渡し説明、「出生連絡票」を記入してもらうことにより対象者を把握する。また、窓口課から転入・出生名簿を月2回受領し、対象者に漏れないように把握する。 ・把握した対象者を訪問し、母子の健康、発育の確認、保健指導、育児相談、社会資源の情報提供等を行う。訪問は委託助産師及び市保健師で実施する。未熟児の訪問指導は、県保健師と連携して訪問を実施する。 	<p>妊娠届出時からハイリスク者を把握し、早期訪問を実施しており、乳児家庭全戸訪問では、100%の実施率であり、母子の状況把握はできている。</p> <p>平成25年度より、母子保健法改正に伴い、未熟児の訪問指導は県から市へ権限委譲される。より専門的な指導、保護者のケアが求められるため、病院との連携は必須となり、必要に応じ県の指導を仰ぎながら、未熟児の全数訪問指導を実施していく。</p>	健康課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	21	子育て支援策の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.116)地域見守りネットワークの充実(こども課)	Ⅲ-7-20 【再掲 P28】			こども課
(No.143)親子つどいの広場事業の充実		保育園に通園していない3歳未満の子と親に対し、子育て親子の交流や集いの場の提供と気軽に参加できる行事の実施、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て情報の提供を行う。	NPO法人と社会福祉法人に運営補助をしている。核家族の増加等で子育て世代の孤立化は近年問題となっており、地域で気軽に親子の交流や相談等のサービスを受けられる環境づくりを推進するため、つどいの広場事業の充実を図っていく。	こども課
(No.144)地域子育て支援センターの運営		三谷保育園内に子育て支援センターを設置し、地域の子育て家庭に対して相談や育児講座の実施・育児サークルの支援等を行う。 事業内容については、地域住民に対して広報誌等を通じて積極的に周知を図り、子育ての悩みや不安の解消・情報交換などを行う。	三谷保育園での子育て支援センターが定着し、多くの未就園児親子が訪れている。親子で交流をはかり、情報交換の場となり、子育ての不安の解消に役立っている。引き続き既存のネットワークや関係機関と連携し子育て家庭への支援を広げる。	こども課
(No.145)マイ保育園登録事業の充実		母子手帳交付時にマイ保育園登録申請書を渡し、保護者は希望する保育園で登録してもらい、登録園は子育て応援カード(半日無料券・3回分)を交付する。 出産前は登録園でおむつ交換や授乳・沐浴・離乳食作りなど育児体験をし、出産後は育児相談や育児教室への参加・育児リフレッシュのため、一時保育等のサービスを利用できる。	事業を一層周知するため、広報やチラシ、ホームページ等を活用し、普及を図っていく。また、健診やブックスタート・保育園開放等でも働きかけを行う。 保育園では、子育て支援コーディネーターの養成をし、育児相談等の子育て支援に十分対応することで、子育て家庭への不安を解消していく。	こども課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	21	子育て支援策の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.146)通常保育・特別保育の充実		共働き等の理由により、家庭での保育ができない保護者に代わり、乳幼児を公立保育園18園、法人立保育園13園で保育を行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	家庭で保育できない保護者のニーズに対応するため、延長保育等の特別保育の充実を図る。併せて、保育士の研修等を行い、保育園児の健全な育成のため保育の質の向上を目指す。	1)2)3)4)5)6)7)8)9)10)11)12)13)14)15)16)17)18)19)20)21)22)23)24)25)26)27)28)29)30)31)32)33)34)35)36)37)38)39)40)41)42)43)44)45)46)47)48)49)50)51)52)53)54)55)56)57)58)59)60)61)62)63)64)65)66)67)68)69)70)71)72)73)74)75)76)77)78)79)80)81)82)83)84)85)86)87)88)89)90)91)92)93)94)95)96)97)98)99)100)
(No.147)幼稚園での預かり保育の実施		通常の教育時間終了後に保育をすることにより、子育て家庭への支援をする私立幼稚園に対して、その運営にかかる経費の一部を助成する。	預かり保育を実施する幼稚園に経費の一部を助成することにより、更に多くの子育て家庭への支援を進める。	1)2)3)4)5)6)7)8)9)10)11)12)13)14)15)16)17)18)19)20)21)22)23)24)25)26)27)28)29)30)31)32)33)34)35)36)37)38)39)40)41)42)43)44)45)46)47)48)49)50)51)52)53)54)55)56)57)58)59)60)61)62)63)64)65)66)67)68)69)70)71)72)73)74)75)76)77)78)79)80)81)82)83)84)85)86)87)88)89)90)91)92)93)94)95)96)97)98)99)100)
(No.152)みらい子育てネット・育児サークルへの活動支援		親子及び世代間の交流・文化活動や児童養育に関する研修活動をしている「みらい子育てネット」の活動支援や未就園児を持つ親が、子育ての悩みや不安の解消、情報交換などを行いながら、地域に根ざし自主的に活動している「育児サークル」に対し、講演会等の開催支援、児童センターなどの活動拠点の提供を行う。	児童センターを活動拠点として、各地域における児童の健全育成や、育児不安を抱える母親同士の交流の場を提供するといった目的から実施されてきた事業であり、今後も活動内容など、事業の充実に向け検討する。	1)2)3)4)5)6)7)8)9)10)11)12)13)14)15)16)17)18)19)20)21)22)23)24)25)26)27)28)29)30)31)32)33)34)35)36)37)38)39)40)41)42)43)44)45)46)47)48)49)50)51)52)53)54)55)56)57)58)59)60)61)62)63)64)65)66)67)68)69)70)71)72)73)74)75)76)77)78)79)80)81)82)83)84)85)86)87)88)89)90)91)92)93)94)95)96)97)98)99)100)
(No.153)ファミリー・サポート・センターの開設		地域において、育児の援助を行う者(提供会員)と受ける者(利用会員)を会員として登録し、保育園の送迎や子どもの一時預かり等を有償で行う相互援助事業で、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支えている。NPO法人かもママに委託し実施している。	市内には類似事業はなく、核家族化・共働き家庭の増加に伴い、ニーズも多様化している。会員数を増やし、より一層の事業の充実を図る。	1)2)3)4)5)6)7)8)9)10)11)12)13)14)15)16)17)18)19)20)21)22)23)24)25)26)27)28)29)30)31)32)33)34)35)36)37)38)39)40)41)42)43)44)45)46)47)48)49)50)51)52)53)54)55)56)57)58)59)60)61)62)63)64)65)66)67)68)69)70)71)72)73)74)75)76)77)78)79)80)81)82)83)84)85)86)87)88)89)90)91)92)93)94)95)96)97)98)99)100)

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	21	子育て支援策の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.154)保育サポーターの養成		子どもの世話ができない時に安心して預けられるように、預かる側である支援者を養成し、受入れ体制を確保することで、社会全体で子育てに取り組む環境づくりを整備する。受講希望者を募集し、講習会を開催する。修了者には保育サポーターに登録してもらい支援活動を行ってもらう。	地域で子育てを支える人材育成は、安心して子育てのできる体制づくりを進めるうえから必要であり、支援者の育成を継続して実施し、支援体制を整備することが重要である。	子ども課
(No.155)学童クラブの支援		共働き等により、日中、家に保護者等がいない児童等に対して、放課後や長期休暇中において、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。学童クラブは、学校の余裕教室等を利用し、運営を保護者会等に委託し実施している。	運営は約半数のクラブが保護者会による運営をしている。指導員の雇用等をはじめ、会計・労務管理、児童・保護者への対応等、専門性に乏しく、運営について不慣れであることから、今後も引き続き、効果的・効率的な運営を十分に行えるよう運営者に指導をしていく。	子ども課
(No.156)子育てに関する情報の提供		「子育てハンドブック」の配布や市広報、ホームページ等で子育てに関する情報を発信し、家庭での子育て不安の軽減を図り、子育ての環境づくりを整備する。	子育てに係る経費の負担感の軽減を図る事業に対する市民の関心は高く、今後も引き続き、子育てに関する情報の提供・発信を行う。	子ども課
(No.157)乳幼児医療費の助成		乳幼児及び児童生徒の疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康保持と増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てできる環境を整備する。 中学生までの入院費・通院費のうち1ヶ月千円を超えた分について助成する。申請については、医療機関の窓口で支払いし、その領収書を添付して助成申請をする「償還払い」の方法により実施している。	医療費助成は、子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減策として子育て支援に直結している事業であり、制度の周知を図りつつ継続して実施していく。	子ども課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	21	子育て支援策の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.161)ひとり親家庭医療費の助成		ひとり親家庭等の医療費にかかる経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の福祉の向上をはかる。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で一定の障害状態にある児童を養育しているひとり親及びその児童に受給者証を発行し、1ヶ月1,000円を超えた入通院医療費を申請月の翌月に支給する。	申請の方法は、助成対象者の利便性を図る観点から、今後も県内の状況を踏まえ検討していく。自己負担額の1ヶ月1,000円については、受益者負担の面からも継続していく。医療費助成は、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減策として子育て支援に直結している事業であり、継続して実施していく。	子ども課
(No.163)幼児教育相談の充実		発達に遅れや障害のある子どもに保護者と一緒に個別指導、小集団指導、音楽療法教室で幼児支援を行う。また、電話や面接相談により保護者の育児不安の相談を受けたり、ケース会、学習会、施設見学会を実施し保護者を支援する。 その他、保育園と連携し、子どもと保護者また、保育士との支援へつなげる。	関係機関との連携を密にし、療育を必要とする子どもたちの早期把握に努め、支援へとつなげていく。また、保育士対象に研修を行い、質の向上を目指し、子どもたちへの支援の援助とする。市民が必要とする情報提供・養育支援として継続して事業を実施する。	子ども課
(No.164)障がい児保育の充実		市内の保育に欠ける障がい児のうち、集団保育が可能な障がい児を保育園で受け入れ保育する。また、障がい児を受け入れる法人立保育園に、概ね障がい児2名につき、1人の保育士の加配に伴う人件費補助を行うことにより、障がい児の養育を支援する。	発達に遅れや障がいのある児童で、集団保育が可能な児童を適切な環境の保育園で保育することにより、発達を促し、健常児とともに育ちあうことができる。関係機関が連携をもち、児童の発達の遅れを早期に発見し、児童やその保護者の養育支援につなげる。今後も更に関係機関の連携を密にし、事業を継続する。	子ども課
(No.169)絵本でふれあう子育て支援事業の充実		BCG予防接種後、職員等が絵本(5冊)の読み聞かせを行い、絵本の配布(2冊)をする。それに併せて、子育て支援に関する情報を提供する。また、BCG不参加の親子へは絵本を持って保健師が家庭を訪問する。	絵本を介して親子のふれあいのきっかけづくりをすると共に、育児不安の解消や年々増えてきている児童虐待を予防するために、子育て支援の情報を伝えたり、ひきこもり家庭とのかかわりの機会とする。 こども課、子育て支援センター、図書館、主任児童委員、健康課など、さまざまな専門分野や立場の人たちが、「赤ちゃんの幸せを願う」気持ちを共有しながら、アイデアを出し合い、協力し、活動の充実を図っていく。	子ども課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	21	子育て支援策の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.170)児童センターの適正管理		子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、市内には6ヶ所の児童センターがあり、加賀市社会福祉協議会が指定管理者となっている。 遊びは、人格的発達を促す上で欠かせない要素であり、考え、決断し、行動し、責任を持つという自主性・社会性・創造性を身につける「自立」の要素が含まれている。子ども一人ひとりの状態を観察し、個々のペースに応じて自立していくことができるよう、専門職員(児童厚生員)が支援している。	運営体制の効率化について、職員の人数はセンター所長および厚生員の計2名という必要最小限で効率的に運営がなされているが、職員が1名になってしまう時間帯があり、児童の安全面では不安が多いことから、センターの運営や体制について今後も検討して行く。	170も課
(No.173)子どもの虐待防止対策の推進		虐待の発生予防及び早期発見・早期対応を図ることにより、児童の権利の擁護をし、児童の健全育成を行う。虐待に関する知識の普及や虐待防止の推進に必要な広報・啓発、虐待を受けたあるいは受けているおそれのある児童に対する支援や、虐待防止等に関する研修会の開催、面接相談、巡回訪問、事例検討会、要保護児童対策地域協議会の開催等を行う。	児童虐待や通報は、全国的にも依然として増加傾向にあり、深刻な問題となっている。防止に関する取組の必要性は依然として高いことから、今後も引き続き取り組んでいく。 また、本年度から、教育委員会でスクールソーシャルワーカーが配置され、連携を強化するとともに迅速且つ的確な対応を目指す。 なお、本事務事業は実務的に事業番号174「家庭児童の相談・指導体制の充実」で一体的に取り組んで対応していることから、評価する上での単一事務事業としては、廃止するが要保護児童地域対策等として、引き続き強力に推進していく。	173も課
(No.174)家庭児童の相談・指導体制の充実		家庭児童相談員2名、母子相談員1名体制で「子ども支援相談室」において、18歳未満の児童を持つ家庭の保護者・児童に対して、相談指導を行う。関係機関とも連携し、相談・指導体制を充実し、家庭における適正な児童養育、その他、家庭児童福祉の向上を図る。	相談件数は増加しており、相談内容の複雑化・長期化、また、児童虐待に関する複雑な事例も増加しているため、関係機関との連携を密にして取り組んでいくことが必要である。	174も課
(No.259)幼児教育の充実		平成23年度末で山代幼稚園が休園となり、現在では、私立幼稚園1園で幼児教育を実施している。私立幼稚園の教育環境の向上を図るとともに、経営基盤の安定化に資するよう補助を実施する。また、幼稚園就園奨励費補助金により、保護者負担の軽減を図る。 ※公立幼稚園は、平成23年度末で全園(3園)が休園となっている。	幼児教育のニーズはあり、私立幼稚園の担う役割は大きい。保護者の就労の多様化に対応する保育を行い、また、教育の質の向上に努めている。経営基盤が弱いことから、今後も運営費の助成を行う。また、保護者の負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を補助する。	175も課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	21	子育て支援策の充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.217)多様な方策による生活支援		経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学校での経費の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 援助するにあたっては、保護者からの申請書を審査し、支援が必要と認められたものに対して、学期ごとに学用品、給食費の一部を援助する。	児童生徒数が年々減少しているにも関わらず、要支援者数は増加していたが、平成23年度から24年度にかけては減少した。 しかしながら、その人数は約700名にも上り、今後も引き続き、支援を行っていく必要がある。 支援を受けることで給食費等の学校経費を納入できている者が90%を超えているが、約6%の者は、支援を受けながらも学校経費を未納する状況となっている。 この未納者に対してどう理解を求めていくかが課題であり、今後、その対応を検討していく。	学校指導課
(No.253)奨学金制度の充実		経済的な問題を抱えながら進学を希望する者のうち、審査基準を満たす者に対して奨学金給付や資金貸付を行うことで進学を支援し、優秀な人材を養成する。 ①三森良二郎奨学金…向学心に富み学術優秀ながらも経済的理由で大学に就学困難な者に対し給付し、本市にとって有為な人材を養成し教育の振興に寄与 ②加賀市奨学金…向学心に富み学術優秀ながらも経済的理由により大学に就学困難な者に対し給付 ③育英資金貸付金…向学心に富み学術優秀ながらも経済的理由により高校及び大学に就学困難な者に対し貸付	本制度は、まだまだ生徒や保護者に浸透しておらず、利用する人数が少ない。 優秀な人材をより多く育成するため、本制度の利用促進を図るべきであり、今後は周知のための広報活動を強化していく必要がある。 平成24年度で給付や貸付が終了した者にアンケート調査を行った結果、本制度の資金は学費一部に充て、アルバイト等しながら生計を立てる中、本制度の奨学金や貸付金は大いに役立ったとの回答が多くを占めた。 今後は、給付金や貸付金の使途が適正であったかも検証しながら利用促進を図っていくこととする。	学校指導課
(No.308)放課後子ども教室の充実		地域の特色ある体験・交流活動を通して、子どもの豊かな人間性・社会性・自主性を育むため、市内において、放課後子ども教室を各地区の任意団体に委託し、ふるさと学習・各種教室・交流体験等を実施する。また、各教室に学習アドバイザー・安全管理員を配置する。	小学校低学年の子どもに限定することなく、すべての子どもを対象に放課後や長期休暇中の安全安心な居場所を提供することができる。 市内小学校区ごとに教室を実施できるよう、より効果的で利用しやすい制度づくりに努めるとともに、学校や公民館等に事業をPRして、事業実施団体の育成を図る。 また、放課後子どもプランに基づき、市内の放課後児童クラブとの連携推進に努める。	生涯学習課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.447)地域ぐるみの交通安全体制の確立	Ⅲ-7-20 【再掲 P30】			防災防犯対策室
(No.184)みやま・ゆぎやの適正管理		地域住民の憩いの場である、みやま・ゆぎやを活用。 高齢者の生きがいづくり及び健康の増進を図り、福祉の向上に資することを目的とし、指定管理者による適正な管理を行う。	高齢化により、高齢者の生きがいづくりや健康増進、介護予防の活動の場として、高齢者ふれあいセンターの役割は益々重要になると想定される。 高齢者が住みなれた地域で元気に生活できるように、指定管理を継続し適性管理に努め、健康増進など高齢者施策の取り組みが地域に浸透するよう推進する。	振興課
(No.175-1)介護予防事業の実施(元気はつらつ塾の実施)		要介護状態にならないよう、通所形態によるサービスを提供することにより、自立した生活を維持する。 二次予防事業対象者施策として、ケアプランに基づき、個別援助計画を作成し、通所による介護予防プログラム(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上ほか)や生活機能に関する相談・指導等を実施する。	本事業は現在、新規利用者が少ないことや継続利用者が80歳以上の高齢で要介護状態になることが多く、縮小傾向にある。その課題を解決するために、対象者を介護予防に積極的に取り組むことで効果が得られると思われる前期高齢者に絞って、平成25年から介護予防講座を開催予定している。後期高齢者においては今後、介護予防・日常生活支援総合事業の試行事業を踏まえて、現状分析から課題整理を行い、現在の元気はつらつ塾の実施内容等を検討していく。	長寿課
(No.175-2)介護予防事業の実施(高齢者筋力向上トレーニング教室の実施)		通所形態によるサービスの提供を通し、運動機能向上を目的に、高齢者の自立した生活を維持する。 一次予防事業施策として、通所によるトレーニング機器を有している事業所に委託を行い(2箇所)、必要な人には送迎も実施し、トレーニングマシンを使用し、介護予防運動トレーニング等のサービス提供を行う。1コース15回とし、教室終了後は委託事業所において継続者向けコースに参加し、継続して運動する機会が持てるように支援している。また、教室開催前には、お試しコースを設定し、より参加しやすい体制を整えている	平成24年度より、1コース15回の実施とし、運動することのきっかけづくりを主な目的とした。教室自体は15回に変更するも、下肢中心の筋力やバランス機能の強化により、生活に必要な身体機能の向上や維持につながっている。また、1コース開催前にはお試しコースを設定し、より気軽に参加できる体制を整えた。今後も、トレーニング機器の利用を希望している前期高齢者を巻き込み、下肢筋力向上を目的とした教室運営を行っていくと同時に、新たな委託事業所を探す。	長寿課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.175-3)介護予防事業の実施(生活機能評価)		高齢者が自ら、要介護状態等になる可能性のあるリスクを早期に発見し対応することで、要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を維持する。そのために、基本チェックリスト(リスクの早期発見するための25項目の質問票)を自己記入し、その結果に基づき、生活アドバイス票を送付する。また、二次予防事業対象者(要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者)に該当した場合、個別に介護予防事業の周知を実施する。	平成24年度より、返信用封筒を同封した結果、昨年より1.6倍の実施数(回答数)を得ることができた。今後は未回収者へ再度依頼を行い更なる回収数を増やしていく。平成24年度は、基本チェックリスト実施者のハイリスク者(二次予防事業対象者)へ個別訪問や電話対応を専任職員による実施で一貫して行い、対象者の状況を確認したうえで、その人であった介護予防事業の紹介や必要時に介護保険申請への働きかけを実施する体制を作ることができた。今後も、早期発見だけでなく早期対応に取り組み、介護予防事業の参加者の増加を目指すことが必要である。ただ、平成26年度以降は、介護保険計画の見直し時期でもあり、日常生活圏域ニーズ調査との兼ね合いもあることから、基本チェックリストの配布について実施方法等を検討する。	長寿課
(No.175-4)介護予防事業の実施(おたっしやサークル)		地域で高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、孤立感の解消、自立した日常生活の助長を図ることができる機会を増やす。自宅から歩いていける公民館等で、対象となる高齢者に対して、地域のボランティア等の協力を得て、地域の高齢者の交流を図りながら、介護予防に資する活動、日常生活訓練及び趣味活動等の提供を行う。加賀市社会福祉協議会に委託を行い、定例講師派遣、運営費助成等を行い、継続的にサークル活動が運営できるよう支援している。新規立ち上げ箇所においては、介護予防の理解を深めるために介護予防教室を実施した後、登録し活動継続していく。	平成24年度は、おたっしやサークルの実施箇所数は目標に達していないが、新規に介護予防型とサロン型の実施箇所数は増加している。実施内容では、サークルは、介護予防のみならず、自主的な運営をすることで、高齢者の介護予防の活動の場であり、かつ外出先の確保や社会参加の場になっている。また、サークルの不参加者になった方の見守り機能を有しているサークルもあり、見守り機能を充実して、地域との連携を図る等、サークル活動の役割は多様である。平成25年度も地域の特性に併せた活動が期待できるため、サークル実施を希望する町を把握し、サークルの立ち上げ支援を行っていく。さらに、介護予防に資する活動を継続していくために、サークルリーダーに対して、情報交換や研修会等を継続して行う。	長寿課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.176)介護予防サービスの提供		要介護状態になることを出来る限り予防し、自立したその人らしい生活が出来るよう支援するため、要支援認定者のケアマネジメントを地域包括支援センター職員が担当となり、対象者宅に訪問し、本人の意向、身体、生活、精神状況を把握し本人の望み暮らしが達成できるよう介護予防プランを作成する。それに基づきサービスを提供する。地域包括支援センター職員数で全対象者を担当できないため、制度上、居宅介護支援事業所の委託数に制限があるが、居宅介護支援事業所への委託だけでなく協定を行い対応している。	これまで安定したケアマネジメント体制を構築するため、地域包括支援センターの他、市内の居宅介護支援事業所に委託や協定を実施してきた。平成24年度の介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所への委託の制限が撤廃されたことで、更に外部委託を進めていくことが可能になった。そのため、平成24年度から地域包括支援センターの受持ち数を縮小し、市内の居宅介護支援事業所に委託を拡大している。要支援者数は伸びており、要支援者の生活機能の維持、向上の取り組みが求められている。今後は、地域包括支援センターまたは委託先のケアマネジメントの質の向上や適正給付に向けたケアプラン点検等の取り組みを強化していく。	長寿課
(No.178)家族介護の支援		高齢者等を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図り、介護の継続を支援する。 平成21年度に行なった家族介護者ニーズ調査や日常生活圏域ニーズ調査結果をもとに、今年度は介護者を支える地域づくりを目指し地区での開催を実施する。	平成25年度からは、地域の実情にあわせての開催を行うにあたり、地域密着型サービス事業所へ委託し実施をおこなう。運営推進会議などを活用し、地域の声やニーズからその地域にあった内容の展開ができる。また、地域密着型サービス事業所で行うことで、今は介護が必要ではない地域の方に、相談窓口の周知にも有効と考えられるため、平成25年度以降も継続して実施をおこなう。	長寿課
(No.179)老人福祉センター運営事業		高齢者が健康で明るく生きがいを持って生活できるよう、健康増進や教養の向上、レクリエーション活動を行うための場と機会を提供するという設置理念に基づき、管理運営を行う。 大聖寺・山代・片山津の各老人福祉センターの管理運営(指定管理者は社会福祉協議会)を行なう。	平成18年度から社会福祉協議会が指定管理者として管理運営している。地域に根ざした運営を図り、定期的な利用者を確保している。併設の児童センターは活発に利用されているが、老人センターは特定の人利用にとどまり、広域的な活用はされていない。また、地区会館、公民館等地域の施設と利用目的に差異が見られない。高齢者の健康施策について利活用内容を検討する。併設されている児童センターとの相乗効果が生まれるような利活用を行う。	長寿課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.182)高齢者健康プラザ運営事業		市民に健康づくり活動の実践の場を提供することにより、心身の健康の保持及び増進を図る。また高齢者においては要介護状況になることを予防する場を提供する。 市民への利便性と民間ノウハウによる経営を図るため、平成16年度から指定管理者制度のもとに運営を行っている(次回の更新は平成25年度末)。 建物・設備の老朽化への対応として、平成23年度から修繕費を計上している。	平成21年度に同じ事業者と5年間の指定管理契約を締結、平成25年度に指定期間が終了するため更新手続きがある。 施設及びトレーニングマシン等の設備の老朽化に伴い、修繕を必要とする箇所も多数あらわれており随時修繕を行う予定である。利用者数も目標を大きく超え増加(高齢者会員が特に増加)し、また地域支援事業の高齢者筋力トレーニング教室など介護予防拠点としての事業も委託しており、事業としては高齢者の健康保持、体力維持につながっていると考えられる。今後、指定管理者の選定に向けて十分な協議を要する。	長寿課
(No.183)高齢者ふれあいセンター運営事業		高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者も住みなれた地域で元気で生活を継続できるように、効果的な生きがいづくりや介護予防を総合的に推進する拠点を目指す。 高齢者の生きがいづくり及び健康づくり・介護予防が浸透するよう、高齢者ふれあいセンターを設置し、指定管理者による管理を行う。	高齢化により、要介護者の増加、介護保険の給付費用も膨らみ続けているため、高齢者の生きがいづくりや介護予防策として様々な活動の場が想定され、本施設もこれらの実践と取り組みを地域に広げる場として必要である。本施設は地域団体による指定管理としている。今後、施設の老朽化に伴い、修繕費も発生するものと考えられるが、地元の地域団体による指定管理を継続し、生きがいづくりや介護予防を総合的に推進する。	長寿課
(No.185-1)総合相談事業		市内の65歳以上の高齢者及びその家族を対象に、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などにより、初期相談の対応を行い、今後の支援方針等とともに考える。また、その多くの相談内容等から見えてくる地域の課題を整理するため、介護保険事業所や関係団体とも会議を持ち、課題の解決や地域におけるネットワークの構築についての協議を行なう。	高齢者こころまちセンターの周知が広がりつつあり(調査実施:H20年度38.5%→H23年度47.2%)、相談件数が伸びている。相談者は、家族、医療機関、本人が多いが民生委員や介護保険事業者や市役所他課からの相談もあり、各機関とのつながりや連携ケースも増えてきている。 平成25年度は、内部の定例ケース会議に他課職員も加え連携を密にした早期対応を進めていく。 また、相談内容として、高齢者のみでなく家族の問題も大きく関与し、複合的な問題が多くなっているため、相談担当者の資質向上に努める。	長寿課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.188)認知症ケアの普及		認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、市民が認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人を育成することにより、市民・事業者・行政が一体的にネットワーク化を推進し、認知症の人を支える地域の支援体制を構築する。 認知症の正しい知識等を市民に伝える講師役である「キャラバンメイト」を養成し、認知症の人や家族を支援する市民である「認知症サポーター」養成講座を町単位、企業、公的機関等で開催する。キャラバンメイトの活動としては、サポーター講座だけでなく、圏域毎に必要な取り組みを検討・実施している。本事業は、南加賀認知症疾患医療センターに委託し、実施している。	地域で認知症の人が暮らしていくためには、地域住民の正しい認知症の理解が不可欠である。そのために、認知症サポーター養成講座の開催数を増やすこと、また、講座受講だけでなく、認知症の人と触れ合うことでより深く認知症の人を理解できる機会を設け、講座の内容をコース制にしたりなど工夫をしながら開催をしていく。また、圏域ごとにキャラバンメイトが活動を行っており、キャラバン・メイトや所属する介護サービス事業所の持つネットワークも活用し、開催を行っていく。	長寿課
(No.190)地域密着型サービスの計画的整備		住み慣れた地域内で適切な介護サービスが利用できるようになることで、認知症になったり介護が必要になっても自宅での生活を継続しやすい環境を整える。 認知症高齢者や要介護高齢者が住み慣れた地域内で暮らし続けるために必要な介護サービス事業所を整備する。新規整備については、整備事業者を広く公募する。事業内容の質を重視し健康福祉審議会高齢者分科会の意見を聞き整備する。整備に当たっては、国交付金及び県交付金を活用した補助金を整備事業者に交付する。	平成24年度事業として市内で唯一小規模多機能型居宅介護が未整備であった山中圏域に事業所が整備され、現在市内7圏域で10事業所が事業を実施している。 第5期高齢者お達者プランにおいては、計画期間中に3箇所を整備目標を立てており、平成25年度中に2事業所の公募を行う。 第6期以降については、高齢者の現状と将来推計を元に、地域の特性や利用者のニーズ・既存のサービス量等を勘案し、必要な場所に必要なサービスが整備され、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で暮らせるような環境整備を進める。	長寿課
(No.191)高齢者虐待防止のネットワーク構築と普及啓発		平成18年4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により、地域包括支援センターが高齢者虐待の相談窓口とし位置づけられた。個別の相談ケースの受理のほか支援方針を決定するための事例検討等も行っている。ケースによっては一時保護等により措置等を活用することもある。その他、関係機関等の連携強化や課題を解決するため、包括ケア権利擁護部会を開催している。 地域住民や介護サービス事業所の理解を深め、高齢者虐待の早期発見や予防、対応の迅速化を目指した啓発普及の研修会も行っている。	平成23年度から個別ケース支援の質の向上策として、内部ケース検討会を実施し、24年度は長寿課も参加し引き続き実施した。今後は定例のケース検討会に障がい福祉課、地域支援課の担当者の参加を求めより充実していく。また、地域ケア会議権利擁護部会でも、事例検討を実施し、支援方針はじめ役割の明確化や権利擁護の考え方について共有していくことを予定している。虐待防止リーフレットや講演会、出前講座等を通し、市民に周知していくとともに、介護サービス事業者従事者向けに、養護者による虐待防止についての研修会も実施していく。	長寿課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.192)成年後見制度の利用支援		様々な権利侵害から高齢者を守り、高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた地域で、自立した生活を支援することを目的とした事業である。認知症等判断能力が不十分で身寄りの無い高齢者においては、市長による後見申立を行うことにより、後見人を配置し、契約締結や財産保護を図る。また、成年後見制度の利用促進を図るため、その手続きや費用において支援する。	権利擁護の観点から、対象者には事業支援は必要であり、成年後見制度を利用することで安心した生活を確保できるものと思われる。特に将来における認知症高齢者の増加により、後見人となる人材の不足への対策として、平成25年4月に加賀市社会福祉協議会による成年後見センターが開設され、人材の確保と成年後見制度の利用を図る体制が構築された。同センターの稼働により、業務量の低減が期待される。今後は、円滑な運営に向け、窓口の一本化等の課題の解消を図る。	長寿課
(No.193-1)介護・福祉サービス情報の提供		円滑な介護サービスを利用するための情報提供。また、情報公開により介護サービスの質の維持向上を目的とする。加賀市のホームページに高齢者の健康や介護に関する情報を掲載している。具体的には事業者の情報や市民がサービスを選択できるようなサービスの情報提供を行っている。必要な情報をより分かりやすい形で提供するため、高齢者・事業所・施設にガイドブックを配布している。	介護サービスの紹介をする冊子は、利用者にとってサービス内容、事業者を知るために必要なものである。分かりやすい内容に見直すとともに、検索しやすいよう刷新されたホームページでも冊子を掲示する。また、施設の紹介や地域密着型サービス施設において行われている運営推進会議の内容等を公表し、高齢者がサービスを利用する際に、必要なサービスを提供している事業所を選択できるよう情報提供を行っていく。	長寿課
(No.194)個室ユニット化推進事業		施設等へ入所しても高齢者のプライバシーが尊重され、その人らしい生活を実現しやすい環境を整える。これまでは、既存の特別養護老人ホームを優先的に転換整備してきたが、現在はサービス事業者から施設の総定員数を増加せずに個室ユニット化に転換する意向があった場合に整備をしている。その際には健康福祉審議会高齢者分科会の意見を聞き整備する。整備に当たっては、国・県交付金を活用した補助金を整備事業者に交付する。	個室のため入所者のプライバシーが尊重され、施設での生活を限りなく在宅での生活に近い環境を整えることができる。療養病床の転換により新たに60床分の多床室が新設されたことで前年度よりも低い実績となった。介護老人福祉施設に加え、介護老人保健施設についても、事業者の意向を踏まえ個室ユニット化を検討する。ユニット型個室は多床室と比較し部屋代が高額となるため、低所得者の入居に際しては、社会福祉法人による利用者負担軽減制度等活用を進めるとともに、社会福祉法人に対しては積極的な制度利用を促す必要がある。	長寿課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.196)高齢者生活福祉センターの運営		介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 高齢で独居や虐待等の緊急事態を含めた居宅での生活が困難である場合に入所を決定している。運営は委託された社会福祉法人が行っている。	独居での暮らしが困難な高齢者が入所し、生活面・健康面・介護予防面から支援を行う。高齢者の生活の場として低コストのセーフティネットとして有効に機能している。対象者の日々の生活状況をケース会議において、把握し、入所時期を判断する。実施後は、関係機関との連携を密にしながら、継続的支援を行っていく。身体状況の低下が進み、介護サービスが必要となった場合は、介護施設や老人福祉施設へ移ることになる。 特に虐待、事故、事件といった突発的な高齢者の生活の危機に際し、これを回避する施設としての機能も果たしている。	長寿課
(No.197)高齢者生活支援事業		高齢者の生活支援施策として、以下の給付事業を行っている。 (自動消火器等設置費) ・電磁調理器(償還払い上限2万円)、火災警報機(熱・煙感知方式どちらか1台)、自動消火器(台所用、居間用 各1台まで)の設置にかかる費用を市が負担する。(非課税世帯を対象とする。) (洗濯・理美容サービス費) ・寝具洗濯乾燥消毒事業:年3回寝具のクリーニングを利用することができ、費用の9割を市が負担する。 (1回の利用は敷・掛布団各1、毛布2枚の最大4枚まで) ・訪問理美容事業:理容・美容組合と契約し、高齢者宅を訪問し散髪等を行う。市は各組合へ訪問手数料・千円/件を支払う。 (任意事業) ・在宅介護用品給付事業:介護用品が必要としている要介護者宅に月額6000円を支給限度額として、介護用品を配送する。 (任意事業費(単独)) ・緊急通報装置設置事業:電話回線を利用した通信端末機器のレンタル料、設置費月額1995円/件を市が負担する。	(自動消火器等設置費) 今後も、高齢者世帯の増加、これに伴う居宅介護の増加を見込んだ場合、火災対策として、居宅生活において、身体の危機、住居の喪失、周辺住民への延焼のリスク等、低減することが、益々重要となっている。中でも低所得者の場合は資金的な問題から設置しないので、補助を行う必要がある。 (洗濯・理美容サービス費) 寝たきり高齢者の在宅生活を継続するための支援事業であり、現状維持とする。 (任意事業) 在宅介護の支援として多くの利用者があり、有効な支援となっている。現状維持とする。 (任意事業費(単独)) 事業を利用するには、協力員や連絡できる親族が必要なことがあるが、実際には身寄りのない対象者には利用しにくい面があり、課題となっている。 在宅生活を支える手段の一つとしては有効であり、継続していく必要がある。	長寿課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.198-1)住宅リフォーム費用の助成		高齢者が在宅で安心して生活をおくることが出来る。 要介護認定者が、在宅で安心して生活が継続できるように住宅改修するにあたり低所得者に対し助成を行う。	住み慣れた環境で生活したいという要介護者を支援していくためには、段差解消等の住環境の整備が基本となる。市内には、和式トイレや段差のある家屋が多く、段差解消やトイレの改修を行うことで、高齢者が安心して在宅生活を続けていくことが可能となる。 この際に、資金力に乏しい要介護者については、県と同様に市においても助成を行う。(現在、助成事業費の2分の1は石川県より補助されている。)	長寿課
(No.198-4)食の自立支援事業		食の確保を行い、安否を確認することによって、在宅での健康で自立した生活を営める。 ・申請を受け、調査を実施し、その結果を踏まえて配食調整会議を行う。 ・配食実施の場合は、利用者が市へ利用届出書を提出。 ・市が指定の事業者へ配食を依頼し、利用者は実費分を負担。市は安否確認を含んだ配送料として委託料を負担する。 ・利用者は、最大365日、1日2食(単価 1食350円)の提供を受ける。	・在宅での生活を維持するだけでなく、今日問題となっている一人暮らし高齢者の安否確認の公的なツールとして、貢献している。 ・利用者数の減少から、委託事業者が撤退し、事業者数が減少し、事業の継続が困難となるリスクが現れており、抜本的な改善を来年度に図るため、今年度検討を行う。	長寿課
(No.200-5)介護給付適正化(住宅改修)		高齢者が在宅で安心して生活をおくることが出来るよう自立支援に資する適切な住宅改修を行う。 利用者の心身・介護状況、現住宅での問題点や施工による改善点をケアマネジャーの作成した理由書で確認し、必要に応じて、電話での聞き取りや認定情報のチェックを行う。また工事経費が適正であるか、図面・写真から工事内容が制度に合致しているか等を総合的に判断し、利用者本人の自立支援につながる制度の運用を行う。住宅リフォーム費用助成については市民税非課税世帯が対象。	住環境整備により、利用者本人の生活動作の自立、精神的自立により生活意欲の拡大が図られ社会参加の実現につながる。また、適切な住宅の改修により、在宅での生活を継続することで介護給付費の抑制が見込まれる。 改修内容が、被保険者の日常生活の自立に適正なものであるかを判断するために、型式、規格等が内訳書に明示されていることが重要となる。必要に応じて担当のケアマネジャーや施工業者に連絡を取り、工事内容の詳細な把握を行い、制度に合致しているかを判定する。今後さらに高齢化社会が進む中で、より多くの人が要介護状態となっても住み慣れた自宅で生活を継続することができるような制度の運営を行う。 この際、資金力に乏しい要介護者についての住宅リフォーム費用助成については県と同様に市においても助成を行う。(現在、助成事業費の1/2は石川県より助成)	長寿課
(No.118)福祉ボランティアの人材育成	I-2-3 【再掲 P5】			障がい福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.119)バリアフリーの推進と広報・啓発活動の充実		障がいや障がい者についての先入観や偏見を払拭し、こころのバリアフリーを推進するため、次の事業を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 小学生のための手話教室 みんなでやさしいまちづくり教室(社会福祉協議会事業に対する人的協力) ふれてみるいしかわの文化展 加賀展 職員出前講座(かもまる講座) 	障害者総合支援法の施行により、障がい者や障がい児が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、「障がい者や障がい児の理解を深めるための研修・啓発事業」が地域生活支援事業の必須事業として位置付けられた。 このことを念頭に置き、現事業の開催回数を増やすなどの充実策のほか、新たな研修・啓発事業の開催を企画立案する。	障がい福祉課
(No.202)障がいのある人の雇用の促進		障がいのある人の雇用促進を図るため、次の事業を実施している。 ○障がい者就労のまちづくりセミナー 加賀商工会議所の通常総会の場を利用した障がい福祉サービス事業所等の職員の実践発表等を通じて、企業代表者に障がい者雇用促進について理解を求めるもの ○錦城特別支援学校生徒就業体験教室 錦城特別支援学校高等部の生徒に、九谷焼や山中漆器などの本市の伝統産業の作業体験をさせ、学校卒業後の進路について考える機会を与えるもの ○障がい者適職検討見学会 錦城特別支援学校育友会の保護者を対象にした障害福祉サービス事業所見学会を開催し、学校卒業後の進路選択の参考とするもの ○南加賀就労支援強化連絡会への参画 小松市・加賀市・能美市・川北町 3市1町の企業、ハローワーク、特別支援学校、障害福祉サービス事業者、行政等の関係機関で構成された標記連絡会に参画し、障がい者の雇用の拡大と理解促進を目的に活動している。 ○市庁舎を活用した障害者就労支援施設で製造した物品の販売 市役所庁舎(市民ホール)内で、事業所で製造した物品を販売する機会を提供し、障がい者の施設外就労の場として活用している。	就労は、障がいのある人のじりつと社会参加を促進するうえで極めて重要な位置付けにあり、働く意欲のある障がいのある人の希望を適えることができるような体制整備を図ることが必要である。 今後は、相談支援事業 機能強化事業の委託をしている相談支援事業所とも連携を図り、市民や企業に対する障がい者雇用促進の意識付けや就労系事業所職員の研修会など、障がい者の就労促進に資するような施策を展開していく。	障がい福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.203)障がいのある人の社会参加の促進	Ⅲ-7-23 【再掲 P52】			障がい福祉課
(No.204)相談支援の充実		<p>○基礎的事業 必要な情報提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者がじりつした日常生活及び社会生活を営めるようにするため、障害者自立支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業の相談支援事業について、市内2法人(社会福祉法人朋友会・社会福祉法人幸徳園)に委託。第3期加賀市障害者計画・障害福祉計画には、相談支援事業実施箇所数を3か所としており、相談支援事業の充実強化のため、残りの1か所を公募選考。公募選考の結果、社会福祉法人共友会を3か所目の相談支援事業所として委託。</p> <p>○機能強化事業 基礎的事業の実施に加え、精神保健福祉士や社会福祉士などの専門的な知識を有する者を配置し、相談支援機能の充実強化を図るため、基礎的事業を委託している事業者の中から1法人(社会福祉法人 朋友会)に、「相談強化」及び「就労支援」の機能強化事業を委託。</p>	<p>障害福祉サービス提供に当たってマネジメント機能を有する相談支援事業の充実を図るため、第3期障害者計画・障害福祉計画に掲げた相談支援事業実施箇所数「3箇所」から「複数箇所」とし、当該計画の一部見直しをした。今後は、新たな事業所の立ち上げの動きもあり、本市において必要となる実施箇所数を見極め、必要な箇所数の確保に努める。機能強化事業については、じりつ支援協議会の運営強化のほか、障がい者の就労支援策を実効性のあるものとするため、委託内容について精査し、必要な見直しを行う。</p>	障がい福祉課
(No.205)コミュニケーション支援の充実		<p>聴覚等に障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳又は要約筆記の方法により、当該障がい者とその他の者との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣。</p> <p>また、ボランティア団体による広報等行政情報の点訳又は音訳により、知的障がい者及び視覚障がい者等文字による情報入手が困難な障がい者の情報保障をする。</p>	<p>情報保障は日常生活及び社会生活上必要不可欠なものであり、この事業は、聴覚又は視覚に障がいのある人に対する支援策として極めて重要な位置付けにある。今後も必要な人が必要なときにサービスを利用することができるよう、手話通訳者等の人材確保と制度の周知に努める。</p>	障がい福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.206)地域生活支援事業の給付の適正化		<p>障がい者及び障がい児がじりつした日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性及び障がい者等の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を障害者自立支援法第77条の規定に基づき実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報提供等の便宜を供与したり、権利擁護のために必要な援助を行う。 ・コミュニケーション支援事業 聴覚、言語機能等の障がいにより、意思疎通に支障のある障がい者に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図る。 ・日常生活用具給付等事業 自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。 ・移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者等の外出のための支援を行う。 ・地域活動支援センター事業 障がい者等を施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する。 ・障害者社会参加促進事業 障がい者のじりつと社会参加を促進するため、スポーツ大会や手話通訳者や要約筆記者の養成講座等を開催する。 ・訪問入浴サービス事業 訪問により居室において入浴サービスを提供する。 ・日中一時支援事業 障がい者等に日中活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援又は一時的な休息を図る。 ・生活サポート事業 障害程度区分非該当であるが、日常生活に必要な支援を要する障がい者等に、ヘルパーを派遣する。 ・更生訓練費給付事業 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者等に、訓練経費又は通所経費を支給する。 	<p>地域生活支援事業については、平成25年4月1日の法改正により、新たに四つの事業が必須化され、制度上、事業内容の充実が図られたところである。</p> <p>今後は、この法改正の内容を事業に反映させるとともに、地域の特性や障がい当事者の意見等を踏まえて、必要なサービスを見極めた事業展開を行う。</p> <p>また、支給決定の際の透明化を図るとともに、公平性・公正性を期すため、支給決定基準の明確化を図る。</p>	障がい福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	22	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.215)自立支援・福祉サービス情報の提供		複雑化した障がい福祉制度について、誰もが分かりやすく紹介するため、本市及び関係機関が実施している障がい者関係の福祉制度について、その概要をまとめた冊子を作成し、配布する。(年度当初に更新)また、配布後、年度内に制度の改正等があった場合には、随時、加賀市ホームページに掲載する。	障がいを事由とした制度について漏れなく掲載するとともに、制度改正があった場合は、その改正内容を正しく掲載する。また、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが分かりやすく、読みやすいものとなるよう、文字の大きさ、文字の字体、文字の字間・行間・余白や表現方法について見直しを図るとともに、項目ごとの切り込みを入れる。	障がい福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の促進
施策	23	高齢者や障がいのある人の社会参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.177-1)老人クラブ育成		高齢者の方が地域で安心して生き生きと暮らせるよう、健康維持、生きがいづくり、社会参加の促進につながるため、この活動団体へ補助する。 市老人クラブ連合会及び加入老人クラブに対し、クラブ育成費として運営補助を行う。	地域における高齢者の社会参加の促進による健康保持、生き甲斐の創出等が期待できる。多様なニーズに応じた活動の工夫が必要であるが、地域の担い手としての役割を果たしている。	長寿課
(No.177-2)シルバー人材センター補助金		60歳以上の方の就業機会を創出する人材センターへの活動支援を行うことで、生きがいの充実と社会参加を図り、能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進する。 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく補助事業として国の定める高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱に規定されているものであり、運営補助を行っている。	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく補助事業として国の定める高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱に規定されているものであり、国及び地方公共団体の関与が想定されている。契約額は減少しているものの、就業率は増加しており、高齢者の就業機会や社会参加の確保を行うための組織として有効である。	長寿課
(No.177-3)高齢者顕彰事業		多年にわたり社会の発展のために寄与された高齢者に対し、長寿を祝い、その労をねぎらうと共に、老人の日・老人週間にあたり、祝品を贈呈している。市内の米寿、白寿、男女各1名の最高高齢者を、医療保険・介護保険の利用状況および生活保護受給状況、さらには民生委員により生存確認を行い、老人の日・老人週間に敬老祝品を配送する。ただし、そのうち、男女各1名の最高齢者宅とその他の2名程度を直接訪問し祝い品を届ける。 多様な価値観の中、健康を保ち生きがいを持って暮らしつづけている高齢者を広く紹介し、健康の維持と元気な高齢者の推奨を図るため、長寿いきいきシルバー賞を贈呈している。各地区より、上記に該当する方を推薦していただき、顕彰し、広く市民に紹介する。	顕彰制度により、お手本となる高齢者を顕彰し紹介する事は、他的高齢者に対する支援の一つの方策である。敬老思想の普及のきっかけ作りはもとより、長年加賀市に在住されている方の労をねぎらうものとして、今後とも必要な制度である。 いきいき大集合の場で、長寿いきいきシルバー賞を対象者に贈呈し、紹介している。また、全高齢者の所在を確認する事は難しいため、敬老祝品の贈呈を本人の所在確認の機会としている。 今後は、地域産業の振興を視野に入れ、市内の物産を記念品として活用する方策を関係部署、事業所と検討していく。	長寿課
(No.202)障がいのある人の雇用の促進	Ⅲ-7-22 【再掲 P47】			障がい福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の促進
施策	23	高齢者や障がいのある人の社会参画の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.203)障がいのある人の社会参加の促進		<p>障がいのある人が住み慣れた地域社会の中でじりつき、社会参加できるような体制づくりを確保するため、次の事業を実施している。</p> <p>○生活訓練等事業(生活訓練・パソコン教室)</p> <p>視覚又は聴覚に障がいのある人がじりつき心を持ち、豊かで生きがいを持って生活できるよう支援をする生活訓練教室を開催し、生活相談、情報交換、生活訓練等を行う。また、聴覚・視覚・上肢の障がいを対象としたパソコン教室(平成24年度は上肢障がい者を対象)を開催し、パソコンの基本操作について個別指導を行う。</p> <p>○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</p> <p>障がい者と民生児童委員などのボランティアが集い、スポーツを通じて交流を深めるもの(事業の実施について、社会福祉法人加賀市社会福</p> <p>○自動車運転免許取得・自動車改造助成事業</p> <p>重度身体障がい者が就労等社会活動への参加に伴い、自動車運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合に、その経費の一部を助成し、社会参加の促進を図る。</p>	<p>障がい者の中でも、途中で障がい者となった人がより生活のしづらさを感じる。視覚又は聴覚に障がいのある人が、地域で生活していくための必要な訓練を受けることで、将来に対する不安を軽減し、自分らしい生き方ができるよう支援するための生活訓練教室の開催について広く周知し、これらの人の参加の促進を図る。</p>	障がい福祉課
(No.181)山中温泉福祉センターへの運営助成		<p>高齢者間の交流と憩いの場の提供事業に対し助成を行うことにより、高齢者の外出機会を創出するとともに温泉を利用した交流・憩いのひと時を提供し、高齢者が健康で生きがいを持てる地域社会を形成する。</p>	<p>施設管理者は、施設内に健康器具やサロンを設置するなど利用者数の促進を図っており、施設利用者数は微増している。また、施設は築35年と老朽化が進んでいるが、高齢者の交流と憩いの場が、健康づくりや介護予防に繋がる重要な機会となることから、今後においても支援を継続していく。</p>	地域福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	24	青少年の健全育成への参画促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.155)学童クラブの支援	Ⅲ-7-21 【再掲 P35】			いじめ課
(No.170)児童センターの適正管理	Ⅲ-7-21 【再掲 P37】			いじめ課
(No.173)子どもの虐待防止対策の推進	Ⅲ-7-21 【再掲 P37】			いじめ課
(No.174)家庭児童の相談・指導体制の充実	Ⅲ-7-21 【再掲 P37】			いじめ課
(No.311)青少年育成センターの充実		加賀市内の青少年の健全育成を目指し、非行補導、教育相談、教育支援センターのぞみ教室(学校へ登校できない児童生徒のための学校復帰支援)の運営を行う ①補導巡視…地区指導員・育成センター職員による巡視指導 ②教育相談…電話・面接等による教育相談、相談会の開催 ③学校復帰支援…のぞみ教室の運営 ④広報啓発…機関誌の発行	年間の教育相談件数は減少してはいるものの、教育支援センターのぞみ教室へ通所した児童生徒の述べ人数は、平成23年度の892人から平成24年度は986人にまで増加しており、今後は、学校へ登校できない児童生徒のための学校復帰支援が急務と言える。その背景には家庭や学校、友人、地域社会など、多種にわたる環境が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースが生じており、今後は、各種関係機関等と連携し、福祉的側面からの働きかけも強化しながら、学校や家庭に対して適切な支援と協力を行う。また、平成25年度に不登校やいじめ解消のため配置された「スクールソーシャルワーカー」とも協働しながら問題解決に取り組んでいく。	学校指導課
(No.308)放課後子ども教室の充実	Ⅲ-7-21 【再掲 P38】			生涯学習課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	24	青少年の健全育成への参画促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.312)子ども会活動への支援と青少年への情報提供		子どもたちの健全育成を推進し、豊かな心を育み、健康でたくましい子を育てる。地域を越えた連携を図り、子ども達の協力・共生・友情を育む 小学生を中心に行なう子どもまつり、スポーツレクリエーション大会への活動補助を行なう	こどもまつりは、今年で第20回目を迎え、毎年2,000人を超える子ども達を中心にしたイベントである。高校生のボランティアに食のブースを一つ担当してもらい、高校生と小学生との交流する機会をもつことができた。 今後は、市内3つの高校のうち、1つの高校にお手伝いしてもらったので、来年度は、あと2つの高校に依頼し、市内の高校生にきてもらい、遊びのコーナーで、工作教室で、異年齢交流を実施していきたい。	生涯学習課
(No.314)社会環境浄化運動の推進		インターネット、携帯電話、有害図書など、青少年を取り巻く問題を解決することで青少年の健全育成の推進を図る。 青少年問題協議会を開催することで青少年を取り巻く環境問題について現状把握し、対策を検討する。	青少年問題協議会は、懸案であった有害図書自動販売機の撤去や、時代に応じた協議対応により一定の成果を挙げてきたが、平成22年度以降、会議を開催しておらず、委員の委嘱もしていない休止状態であった。 このため、平成24年度は、教育振興基本計画の策定に合わせて、青少年問題協議会と心の教育推進会議を発展的に解消して、より現場に近く、迅速で実働的な活動のできる組織の構築に向けて議論を積み重ねた。その結果、青少年問題協議会は廃止となり、今後、社会環境浄化運動推進事業については、新設の青少年育成協議会及び既存の社会教育委員が引き継いでいく。	生涯学習課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	25	バリアフリー社会の促進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.119)バリアフリーの推進と広報・啓発活動の充実	Ⅲ-7-22 【再掲 P47】			障がい福祉課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	26	地産地消・食育の推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.458)地産地消の拡大		地産地消の拡大により、加賀市農業の活性化を図る。 農業体験や食育教室の実施により、農業の大切さ・理解を深め、地産地消の拡大と地元農業の活性化を図る。JA、南加賀公設市場、県、教委と連携し、加賀市産農産物(米、ブロッコリー、かぼちゃ、梨、ぶどう等)を学校給食に導入のほか、地元スーパーに「南加賀の野菜(なんかがいいやさい)」コーナーの設置し、地元農産物の販売と消費拡大を図る。	地元スーパーでの地産地消コーナーの設置や、食育活動の実施及び学校給食に地元農産物を供給する体制が、関係機関との間で整ってきており、地産地消の拡大及び地元農産物の生産拡大が図られている。今後も継続して事業を実施していく。(数値目標は、地元農産物の直売所数としていたが、地産地消の推進・食育活動の状況を明確にするため、市内小中学校への各1回の食育教室の実施を目標とした。)	農林水産課
(No.491)食文化継承活動の推進		加賀市独自の食文化を発掘し、伝え、創造する健康で豊かな食生活を推進する 伝統食・行事食の創作・試作、PR等をかがの食まつりの実施により、普及・促進活動を行なう。	H21～H23の3年間、ふるさと雇用再生特別交付金事業を活用して、加賀市総合サービス㈱に委託してきた。H24からは、交付金事業は終了となったが、同社が独自事業として継続して実施しており、一定の効果が得られている。なお、交付金事業終了により全体事業費は、減額となるが、市が従前から実施している食文化の継承は、食まつり開催等によって効果が期待されるため、継続して事業を実施していく。	農林水産課

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	27	地域防災活動の推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.421)自主防災組織の育成		<p>市民による自主的な防災活動を行う地区単位での自主防災組織を育成するため、県防災士養成事業において年間3名から10名に増員して防災士を養成するもの。</p> <p>また、市事業として、消防と連携しながら、年間60人程度の防災リーダーを養成することで、町内会単位での自主防災組織の結成の促進を図ると共に、地域ぐるみでの防災訓練や防災講習を通じて「自主防災組織」に関する市民の理解を深め、組織化を促すもの。</p>	<p>平成24年度は、市総合防災訓練を開催し、平成23年度の県防災総合訓練と同規模で、市内複数教会場にて実施することができた。また、市内全域で自主防災組織の組織化が促進され、地域での自主防災組織の重要性が認識されつつある。今後も引き続き、「自主防災組織」の組織化率を向上させるため、市民に対して、防災講習を行うなど、粘り強くその必要性を啓発していく。</p> <p>なお、平成24年度の防災士養成については、平成23年度の年間3人から3倍増の年間10人の養成とし、事業を拡充した。市事業の防災リーダー講習会についても年間60人程度を引き続き養成した。加えて、加賀市防災士会、加賀市防災リーダー会が結成され、活動を開始しているところであり、市内にNPO防災ネットワークみらいも結成され、防災をキーワードにした市民が主役のまちづくりが始まっている。</p>	防災防犯対策室
(No.422)災害の種類に応じた対応マニュアルの作成		<p>各種災害時に迅速かつ確かな災害対応を実施し、市民の生命・財産を守るため、地域防災計画を基本に各種防災マニュアル等の整備を行うもの。</p> <p>各種災害に関する過去の被害状況やシミュレーション結果等に基づき、本市の特性等に合わせた、職員・市民向けの行動マニュアル整備を進め、各種災害への対応能力の向上を図る。</p>	<p>加賀市地域防災計画を予定通り年1回更新し、各種対応マニュアルの策定を行っている。避難所開設運営マニュアル、職員初動対応マニュアル等の策定を行い、関係機関等への配布及び説明を行った。今後も引き続き、市民向けや職員向けの防災マニュアルを年度ごとに更新し、継続的に内容を刷新すると共に、その対応方法等が適切かどうか検証しながら、災害対応能力の向上を図っていく。また、平成24年度は平成23年度に県より公表された津波浸水想定図に基づき加賀市津波ハザードマップを策定。</p>	防災防犯対策室
(No.423)防災訓練の充実		<p>地震及び風水害、火災等各種災害の発生に際し、災害応急対策に万全を期すため、加賀市地域防災計画に基づき、市内外の防災関係機関及び地域住民の参加のもと、総合的な防災訓練を実施。</p>	<p>平成24年度は、事業を大幅に拡充し、平成23年度に当市で開催した県の防災総合訓練の規模を引き継ぎ実施した。複数教会場での実施により、全市的に住民の防災意識を向上させるとともに、各町内会説明会では、災害発生から3日間は、自助と共助が大切であることを重点的に啓発することができ、自主防災組織の組織率の向上も図ることができた。</p> <p>訓練の参加を通じて防災意識の高揚を図り、緊急時における避難、救助行動が迅速、的確に行うことができるようになるとともに、人身被害等の発生がないようにする。</p>	防災防犯対策室

基本目標	Ⅲ	多様な生き方が出来る社会の実現
課題	7	地域における男女共同参画の実現
施策	27	地域防災活動の推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.443)防災行政無線の整備		各種災害情報を広範囲に迅速に伝達することが可能な体制を構築する。 防災行政無線(移動系及び同報系)の整備も考慮しながら、FMラジオやCATV告知端末等の様々な情報伝達手段について、東日本大震災や過去の災害等を分析しながら、加賀市に最適なシステムの導入を図るもの。	今年度は、防災緊急情報伝達システム基本構想を策定し、その整備の方向性について示すことができた。 今後は、現行の情報伝達システム等の施設、設備の必要性を再度、検証し、従来型の無線局設備の整備も含めながら、整備手法について確定し、早急に加賀市の最適なシステムの導入を図る。また、その整備については、最小コストで最大限の効果をねらえるよう運用コストも含めたトータルコストで整備計画をまとめる。	防災防犯対策室
(No.321)緊急避難道路の整備		現況幅員が狭小であり、緊急時、災害時迅速な救急活動及び物資輸送の確保が困難となっているため、早急に整備し緊急避難道路として円滑な避難活動の役割を達成する。主要地方道小松加賀線のバイパス路線を緊急避難道路として整備を図り、航空機事故等の災害時における緊急避難及び救命救急活動を支援する。	小松基地周辺民生安定施設事業は、補助率が70%と高く、市の財政負担が軽減される有効な事業である。また、基地周辺の民生安定をはかるため、今後においても緊急避難道路の整備を継続する必要がある。	土木課

基本目標	IV	女性の人権が守られる社会づくり
課題	8	女性に対するあらゆる暴力の根絶
施策	28	女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくり

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課

基本目標	IV	女性の人権が守られる社会づくり
課題	8	女性に対するあらゆる暴力の根絶
施策	29	夫・パートナーからの暴力への対策の推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課
(No.34)女性団体の育成支援	II-3-4 【再掲 P10】			まちづくり課

基本目標	IV	女性の人権が守られる社会づくり
課題	8	女性に対するあらゆる暴力の根絶
施策	30	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課

基本目標	IV	女性の人権が守られる社会づくり
課題	9	生涯を通じた女性の健康支援
施策	31	「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識の浸透

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.31)人権教育の充実	I-1-1 【再掲 P1】			総務課

基本目標	IV	女性の人権が守られる社会づくり
課題	9	生涯を通じた女性の健康支援
施策	32	生涯を通じた女性の健康づくりの推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.129)健康教室の実施		生活習慣病の発症予防として、住民自らが健康状態を理解し、自分の健康は自分で管理し、健康の保持増進ができるよう、健診結果で生活習慣改善が必要と認められる者及び一般市民に対して、健康教室を通し、生活習慣改善を支援する。 そこで健診受診結果で生活習慣改善が必要と認められる者及び一般市民に対して、自分の健康を自分で管理できるよう、健診結果説明会70回1,575人、中央健康講座18回310人、地区健康講座88回2,126人等健康知識の普及等学習会を開催した。	健診受診者に対して、結果説明会に参加してもらい、自分の健康状態を理解し、自分に合った生活習慣改善に取り組めるよう支援することで、継続受診者は喫煙・飲酒・食生活等の生活習慣に改善傾向がみられ、健診検査項目の変化では、血圧・糖質検査・脂質検査において、どれも悪化者よりも改善・変化なしの者の割合が多くなっていた。 健康応援プラン21(第二次)策定に向け、健康づくりを考える地区集会にて、地区や自分の健康づくりについて考えていただき、健診についての学習会も合わせてを実施し、健診受診(健康管理)の必要性の理解と健診の説明を強化している。 他に、中央や地区で健診結果と生活習慣の関係を理解し、個々人にあった生活習慣改善方法を学び、行動変容につなげる地区健康講座を実施しているが、今後も「自分の健康は自分で守る」という市民の健康管理能力の向上を目指し、参加しやすく、個々の取り組みにつながるような健康教室を開催していく。	健康課
(No.135-1)健康診査の充実(住民健診、がん検診)		健康管理のための健康診査を実施する。がん検診対象者の全ての市民に個別通知を実施し、若年者(19歳～39歳)、住民健診(生活保護受給者)、特定健康診査(市国保40歳～74歳)、後期高齢者健診(後期高齢者医療)についても通知等で周知を図っている。 がん検診は特定健康診査と併せ、6月～11月まで地区会館・市民会館を中心に64回(26会場、平成23年度は21会場)で実施し、受付時間は24年度は、30分延長し10時30分までとした。健康づくりを考える地区集会では、特定健康診査と併せて受診勧奨を行った。	がん検診の普及により、65歳以下のがんでの死亡割合は、平成17年の18.4%から12.9%に減少している。がん検診受診率は、横ばいからやや増加の状況。がん発見数のうち多くは早期がんで発見されており、初回受診者においては、がん発見率も高い。今後更に初回受診者を含めて受診率向上策が必要である。 働き盛りの年代のがん死亡率の減少に効果的ながん検診について、今後も個別通知は、継続していく。生活習慣の改善が、結果的にはがんの発症予防に繋がってくると考えられる。地域において保健推進員やまちづくり推進協議会等と健康づくり事業を通じ、受診勧奨をしていく。	健康課

基本目標	IV	女性の人権が守られる社会づくり
課題	9	生涯を通じた女性の健康支援
施策	32	生涯を通じた女性の健康づくりの推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.135-2) 健康診査の充実(特定健康診査)		健康管理のための健康診査を実施する。特定健康診査(市国保40歳～74歳)、後期高齢者健診(後期高齢者医療)についても通知等で周知を図っている。集団健診は、6月～11月まで地区会館・市民会館を中心に64回(26会場、平成23年度は21会場)で実施し、受付時間は24年度は、30分延長し10時30分までとした。受診率向上対策として、健康づくりを考える地区集会を20地区で実施し、受診勧奨を行った。各種団体(50件)及び事業所(49件)への啓発や、平成23年度に受診率が低かった「片山津、湖北、山代、動橋地区」12町、618名への未受診者訪問を行なった。この訪問により78名の方々の受診につながった。	生活習慣病の治療費が、医療費の約3割を占め、生活習慣病の発症と重症化を予防することで、医療費の伸びの抑制に繋がる。医療費が増大している現状から、生活習慣病の予防を目的としている特定健診の実施率の向上に、医療保険者として努めなければならない。未受診者理由の4割が治療中である実態から、医療機関の理解・協力が重要である。今後、医療機関と連携し、生活習慣病治療中の方の情報提供体制の一層の強化を行っていく。また、受け易い検診体制の整備と、健診受診後のきめ細やかな情報提供に努める。商工振興会等各種団体には、ポスター掲示等、市民の健康づくりや受診勧奨について協力をお願いする。地域では、保健推進員や、まちづくり協議会等と健康づくり事業を通じ、受診勧奨につなげる。	健康課
(No.141)子育て教室・育児相談などの実施	Ⅲ-7-21 【再掲 P32】			健康課

基本目標	IV	女性の人権が守られる社会づくり
課題	10	メディアにおける女性の人権の尊重
施策	33	市の刊行物における性にとられない視点の確立

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.33)男女共同参画の啓発と推進	I-1-1 【再掲 P1】			まちづくり課

基本目標	V	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進
課題	11	国際理解の促進
施策	34	国際社会の情報収集・活用

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.43)国際交流事業に対する補助制度の周知		<p>国際交流を推進することで、市民の国際理解を深め、地域社会の活性化につなげる。</p> <p>市内中高生を中心としたダングス地区との交流における交通費の一部助成など、市民主体の国際交流事業への助成を行い、市民レベルでの国際交流を促進する。また、ジャパンテントやインターナショナルスクールの受け入れなどにより、市民により多くの国際交流の機会を提供し、国際理解の向上を図る。</p> <p>周知においては広報誌への掲載や国際交流関連団体との連携により、積極的な周知を行う。</p>	<p>効果は、多くの市民が国際交流の機会を得ることで、本市における国際理解の向上や地域の活性化が図られる。</p> <p>課題は、市民が主体となった国際交流を実現するための意識の醸成。</p>	観光交流課

基本目標	V	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進
課題	11	国際理解の促進
施策	35	国際交流・協力の推進

事業	備考	事業内容	課題・効果	担当
(No.42)国際理解事業の開催		日本人住民と外国人住民がお互いを理解し、ともに安心していきいきと暮らせる多文化共生のまちづくりを推進する。 国際交流活動を行うNPO法人たぶんかネット加賀から都市交流協議会事務局へ職員が出向し、民間との連携を図りながら日本語教室の開催や外国人相談受けなどの在住外国人へのサポート事業や外国語教室や在住外国人講師による料理教室など広く市民が参加できる活動を企画、実施する。 また、次世代の国際感覚養成のためのインターナショナルスクールへの訪問交流を行う。	効果は、多文化共生の推進を図ることで安心・安全な地域づくりが実現される。 課題は、継続して事業が行えるよう在住外国人講師の確保。	観光交流課
(No.43)国際交流事業に対する補助制度の周知	V-11-34 【再掲 P66】			観光交流課
(No.45)友好都市交流の推進		友好都市との交流を継続し、相互の理解と友好親善を深める。 友好都市である新発田市、赤平市との経済や文化、スポーツ等の交流を支援することによって、交流事業の活性化を図る。加賀市・新発田市子ども会の相互訪問交流や加賀市弓道連盟の新発田市との親善試合への参加、新発田市あやめ祭りへの物産展参加などへの助成を行う。 また平成24年度は、新発田市とは友好都市提携20周年を迎えるにあたり、新発田市での記念式典へ参加。	効果は、交流を通して両市の歴史を学ぶことで郷土への愛着を育むことができる。 課題は、子ども会や加賀市弓道連盟や新発田市あやめ祭りへの物産展参加などへの継続した支援。	観光交流課
(No.46)国内外の異文化交流の促進		都市交流を円滑化し、市民交流の促進を図るとともに、外国人と共生するまちづくり活動の活性化を図る。 都市交流を進めるうえでの海外都市からの視察の受け入れ、調査等を実施する。また、多文化共生の地域づくりを進めるうえでの他先進都市の調査研究等を実施する。	効果は、今後も増えることが予想される在住外国人と地域住民との共生を図ることで、都市交流を円滑に行うことができる。 課題は、継続的調査研究ができる体制づくり。	観光交流課